
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回川西町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

本日は4名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の島貫 偕君は質問席にお着きください。

6番島貫 偕君。

第1順位の島貫 偕君。

(6番 島貫 偕君 登壇)

○6番 6番です。おはようございます。

本日のトップであります。

まず、質問に入ります前に、十四郷クラブの議員研修の流れをお話したいと思います。

昨年6月に、屋久島の屋久杉、天然記念物、いわゆる世界遺産を見てきました。年間観光客約30万人であります。そこで、ダリヤ園の入場者数をどうしたら30万人にできるか、ずっと考えてきました。そこで、今日は、ダリヤ園、まどかを含めて、8項目について提言を申し上げ、町長の見解を伺います。

まず、1つ目に、自称玉コンニャク選手権ではありますが、最近では、マスコミにも取り上げられるようになりました。ただ、シーズン中1回だけでは、いまいち物足りない気がしま

す。そこで、シーズン最初に1回、中間で1回、終わりに1回と、計3回ほどできないかと思っております。経費は1回7万7,000円と伺っております。

2つ目は、俳句会、短歌会（川柳）の部類ですけれども、投句会をやりませんか。

いわゆる道後温泉で有名になっております。園内に3か所ほどの投句箱をつくって、それぞれまとめてでもよいです。8月、9月、10月と区切って締切りというのも一つの方法だと思います。そして、できたら11月3日の文化祭に、その成果を発表するというのはどうでしょう。

3つ目は、シーズン中、約5万人ほどは見込めるわけですから、入場者数1万人目、2万人目の表彰といたしますか、鈴玉割り、例のやつです。1つ目、2つ目、3つ目、いずれにしても割高な景品といたしますか、商品といたしますか、あまり経費をかけないでイベントの回数を増やすことを提案します。

4つ目は、ダリア栽培の指導を園内でやられたらいかがですか。

去年6月からずっとそういう気持ちでございましたんで、ダリヤ園を見てきましたが、足を運びましたが、手入れをしている係の人にいろいろどうする、こうすると聞いている観光客を見ております。見に来ていただくこととダリアに関心を持っていただくこと、大事だと思います。

5つ目は、まどか新館を建てたらいかがですか。

その前に、50℃の源泉を掘り当てることが先です。さきの議会で、入館料300円から400円に値上げをしております。このままですと、10年後、20年後、30年後、維持経費がかかるばかりです。いっそのこと、新館を建てるべしと提言を申し上げます。そして、新館のオープンの際には、天皇陛下においでいただくというようなことを考えておりますが、いかがでしょうか。これぐらいの発想を持たないと、30万人には程遠いというようなことを考えております。

6つ目には、川西町の入り口、ダリヤ園の入り口を分かりやすくするために、県道高川線沿いに高速道路のインターチェンジを造る必要があると思います。スマートインターチェンジというんだそうです。場所は、私が勝手に決めます。浜田広介記念館周辺が一番分かりやすいと思います。これは、当然高島町との協議が必要ですし、また、国交省への働きが出てきます。このことは、将来の町の発展のため、あるいは企業誘致のためにも必要なことだと思います。国道287号線では、分かりづらいからです。

7つ目には、まどかを含めた温泉巡りの共通券を発行するというのはどうでしょうか。

温泉が好きな人は、小野川温泉、太陽館、飯豊温泉と回っておられます。もちろん観光協会も入ってですが、川西町がリードしてまとめられたらいかがですか。

8つ目は、内山沢の遊歩道の整備です。奥のほうはきれいだとのことですが、入り口はナラ枯れの枝が落ちていて、いまいち入る気がしないという話を聞いております。そこで、全体をもう少し手を加えられて整備されたらいかがですか。併せてダリヤ園、まどか、パークゴルフ場、内山沢のハイキングコース、大人から子供まで健康づくりのためにも必要なことだと思います。このことは、政策提言にも取り上げられておりますが、いまいち評価が低いです。

以上、8点の提言を申し上げ、町長の見解を伺います。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 島貫 偕議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ダリヤ園及びまどかの入場者数を増やす対策について、玉コンニャク選手権のイベントをシーズン中に3回ほどやりませんかについてであります。全国玉コンニャク選手権大会は、平成18年より町観光協会が主催し、ダリヤ園のPRと誘客を図るため、どこでもやっていない山形ならではの食材である玉コンニャクに着目したユニークなイベントとして、ダリヤ園の最盛期であります10月の第2日曜日に開催されております。

今年度は台風19号の影響で中止せざるを得ませんでした。例年、50名ほどの参加があり、町内外を問わず、県外からの参加もあり、マスコミにも取り上げられるなど、話題づくりに努めていただいております。

令和2年度は、ダリヤ園が開園してから60周年の節目を迎え、本町観光の拠点として質の高いダリアの栽培、育成に努めながら、さらなる誘客促進に取り組むことが必要と考えております。

議員からご提案いただきましたことについて、主催者の観光協会をはじめ、関係団体と意見を交換しながら、全国玉コンニャク選手権大会を含めて、既存のイベントにこだわることなく、多くの来園者に楽しんでいただけるよう、おもてなしやイベント内容について検討してまいります。

次に、俳句会、短歌会（川柳）の催しをやりませんかについてであります。川西町川柳倶楽部の皆さんは、昭和39年以来、ダリアの最盛期に毎年、ダリヤ祭川柳大会を開催し、ダリアの町、川西を広く発信していただいております。さらに、ダリヤ園内に投句箱を設置し、

来園者からダリアにまつわる句を募集し、優秀な作品については、翌年、園内に掲示いただきながら、来園者へダリアのPRにご協力をいただいております。また、9月にはダリヤカップマウンテンバイク大会、川西ダリヤ将棋大会も開催されるなど、ダリヤ園を町内外に発信するイベントが開催されております。

議員からは、ダリヤ園を広くPRするためのご提案をいただきました。現在の観光は、見る観光から体験する観光が求められていると言われており、例年実施をしております新品種の命名事業のほか、関係団体と連携しながら、町民や来園者が気軽に参加できるイベント等を検討してまいります。

次に、入場者数1万人目、2万人目の表彰式をやりませんかについてであります。ダリヤ園では、平成15年に初めての5万人、平成27年には6万人を達成した際に、記念の来園された方に対し記念品を贈り、感謝とお喜びを伝えてまいりました。

議員からのご提案につきましては、情報発信の重要性をご示唆いただいたものと考えておりますので、節目、節目を捉えて、園内のイベントや開花状況等の話題提供を積極的に発信し、メディア等の関心を引きつけながら、効果的な誘客促進に努めてまいります。

次に、栽培方法の指導をやられてはいかがですかについてであります。栽培指導については、町の花ダリアの普及と栽培技術の向上を目的として、例年5月のダリア球根販売会において栽培講習会を開催するとともに、ダリアの生育に応じて、年4回に分けて講習会を実施しております。

講習会は年間延べ300名が参加し、5月には球根の選定や植付け、7月には芽かきや病害虫対策、9月は水管理や追肥、11月には球根の掘り上げや分球について、ダリヤ園を会場として花々の生育状況に触れていただきながら、ダリアへの親しみを育むとともに、ダリヤ園の誘客に努めております。

議員のご質問にありますように、ダリア栽培担当者についても、園内で作業を行う際は、観光案内人としてお客様に対しご案内しております。また、作業内容についてご質問いただいた際には、丁寧に栽培方法を説明するなど、きめ細やかな対応に心がけております。

さらに、栽培に限らず、ダリアに対する興味を深めていただくためにダリアの切り花のアレンジ体験なども実施しており、見るだけではなく体験を通してダリアの魅力を伝えているところであります。

次に、まどか新館を建てたらどうかについてであります。浴浴センターについては、町民の健康と福祉の増進、地域の振興及び地域間交流の拠点として、平成4年に温泉保養棟、

平成7年には研修宿泊棟を整備し現在に至っております。

この間、平成21年には浴室の改修、平成26年には宿泊研修棟の大規模改修を実施し、エレベーターの設置や客室改修、レストラン及び売店等の整備を行うとともに、サービスの充実に取り組み、平成30年度には年間13万人が来館され、利用者には好評をいただいているところであります。

一方、温泉保養棟については、これまでも計画的に設備等の更新に努めておりますが、経年による施設及び設備の劣化が見られるほか、議員からもご質問いただいておりますように、源泉は平成元年に湧出してから約30年が経過し、湯量と湯温の低下が懸念され、新たな源泉の確保が課題として捉えております。今後、町有施設全体における維持管理の年次計画を踏まえ、源泉の維持、確保に努めながら、施設の改善整備を検討してまいります。

議員からは、30万人を目指すため、新館を建設すべきとのご提案はいただきましたが、現時点では新館建設の考えはなく、計画的に維持修繕や設備更新を行い、施設の長寿命化に努めるとともに、来館者へのサービスの向上や衛生管理を徹底し、一人一人に対する満足度を高め、親しまれる施設運営に取り組んでまいります。

次に、高速道路が福島から東根まで開通しましたが、降り口がありません。高川線沿いにインターチェンジを造る必要があると思っておりますがいかがですかについてであります。議員からのご提案は、町へのアクセスが短縮されるなど、効果が期待できるものと認識しております。

平成30年度、置賜総合開発協議会総会において、置賜全体の持続的な発展のために、東北中央自動車道、(仮称)高畠スマートインターチェンジ整備事業の推進についてが、新規重要事業として平成31年度要望内容に加えられ、国・県等に対し要望してまいりました。その成果もあり、令和元年9月27日に国から準備段階調査箇所採択されております。現在、高畠町が主体となり準備会を開催し、実施計画を策定しており、この計画書が採択されれば、山形市に続き新規事業化が期待されますので、今後も置賜3市5町が連携し、国・県に対し要望活動を強化してまいります。

次に、まどかを含めた温泉巡りの共通券を発行されてはいかがですかについてであります。平成27年から民間事業者が企画する「やまがた日帰り温泉パスポート」が一般書店やコンビニエンスストアで販売されております。

現在、浴浴センター「まどか」では、このパスポート企画に参加し、町内91か所の温泉の一つとして掲載されており、パスポートを提示された方に対し、大人100円の割引を回数限

定で実施しております。また、ダリヤ園とまどか入浴券の共通割引券の取組を行い、利用者から好評をいただいております。

今後とも関係機関と連携を図るとともに、民間事業者による企画についても、効果が見込めるものについては積極的に参画し、利用者の増加を図ってまいります。

次に、内山沢の遊歩道をもう少し手を加えられたらいかがですか、大人から子供まで遊べる環境が必要だと思いますがについてであります。内山沢遊歩道はヒメサユリ等の希少な植物が観察でき、里山の手軽なハイキングコースであります。平成29年には、目的地となる高戸屋山が、山形県によって、やまがた百名山に選定されており、ガイドブックやNHKテレビ等でも紹介され、利用者数が増加しております。また、平成18年度から冬季のトレッキングコースとして、初日の出スノーシューハイク等が開催されるなど、四季折々に活用されております。

遊歩道の管理については、枯死した大木の伐採など危険を伴う作業は専門の業者に委託をしておりますが、小木の倒木の除去や草刈り等の軽微な作業については、町内有志による内山沢を守る会に委託し、環境の維持、保全に努めております。また、本年度は遊歩道を活用しマウンテンバイク大会を開催している自転車愛好団体が、県の山形百名山環境保全活動支援事業補助金を活用し、維持管理活動に取り組んでいただいております。

内山沢遊歩道周辺には、民有地が混在し、松枯れ等の状況も見受けられる状況であります。今後とも遊歩道を楽しむ愛好団体の活動と協力し、希少な自然環境の保全を第一としながら、子供から大人まで楽しんでいただけるよう、利用しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上、島貫 偕議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 島貫 偕君。

○6番 思ったより素直だというか、前向きな答弁をいただきました。だけれども、準備してきた資料をちょっと披露させていただきたいと思います。前向きにいいと言いながら、ちょっと批判めいたことも申し上げます。

原田町政は間もなく丸16年です。その割合に、ダリヤ園の入場者数、16年前も4万5,000人、現在も4万5,000人。まどかはパークゴルフ場ができてから若干増えています。もっと人が集まるようにしましょうと呼びかけたいです。

それで、今年は全体に冬は雪が少なかったですから、どこのスキー場も苦戦しております。その中で、以前、今の上皇天皇が皇太子のときに、小野川スキー場においてあそばしたというテレビ報道がありました。昭和30年代頃の話です。そこから私が考えるには、だめだとい

う話がありましたけれども、まだ夢は持っています。まどか新館のオープンの際には、テープカットをしていただいて盛り上げるというのはいかがでしょうか。10万枚のポスターを日本全国に配るより、PR効果があるものと思っております。

また、川西町の東側の入り口、高川線の高速インターチェンジということで動いているというような話をお聞きしました。これは観光面だけでなく、物流企業立地とか、今後とも、5年後、10年後とも経済効果があるものと思われれます。

今月の山新に、米沢市議会でも八幡原……。

○議長 島貫 偕君に申し上げます。議場では一問一答方式でありますから、1つずつお聞き願いたいと思います。質問していただきたいと思います。

○6番 俺だけしゃべる。

○議長 質問でないわけですか。

○6番 私の考え方を申し上げる。

○議長 その辺確認ですけれども、一問一答式ですから。

○6番 最後に聞く。

○議長 最後に一つ聞くということですか。1問ですから。

○6番 はい。それで、今月3日の山新であります。米沢市議会においても、高速道路、福島大笹生から米沢八幡原間のインターチェンジを造りませんかといった議員がおります。私ばかりでないなということで、心強くしたところであります。

今、いろいろ赤湯温泉では、赤湯という題名を取り入れた川柳をやるということと、庄内町辺りでも、俳句を企画してお座敷で発表するとか利用するというようなことで、前からありますけれども、川柳はブームだと思っております。あと、今日、資料を持ってきませんが、農機具メーカーでは、川柳を取り上げた話題、それでカレンダーをつくっている時代です。そういう意味でも、流れに乗りましょうというようなことで申し上げたいです。

ダリヤ園のイベントには、いろいろ今までありましたというようなこともお話を伺いました。ただ、私が考えるには、ほかにも写真コンテストとかあります。以前は鏡沼にはボート遊びがありました。昭和37年から平成9年までの35年間です。今回、私がいろいろお話ししている中で、鏡沼でコイ釣り大会ができないかという話がありました。魚釣りが好きな人もおられます。ダリヤ園開園式のセレモニー、和太鼓きらりは大変よかったセレモニーだったと思っております。今後ともそういうようなことを取り上げていただければいいのかなと思っております。

いろいろなアイデアを出し合って、ダリヤ園、まどか、パークゴルフ場、入場者数を増やすようにしていきたいと思いますが、最後に一言でいいです。町長の見解。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 島貫議員のご質問いただいた内容は、全て川西町の発展のために、とりわけダリヤ園を一つの観光の拠点としながら誘客に努め、川西町全体の活性化を図ってはどうかという建設的なご提言というふうを受け止めておりまして、大変貴重なご意見をたくさんいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

今までやってきた内容も十分精査させていただいて、さらに魅力アップするためにはどうしていったらいいかということは、我々も知恵を絞りますが、島貫議員にも適切なご指導をいただきたいというふうに思っております。町民全体が川西町を発展させていくんだ、もっといい町にしていくんだということを念頭に置きながら議論を活性化することが大事ではないかなというふうに思います。

これからの観光は、経済に対するインパクトも強いというふうに言われております。今、新型コロナウイルスでインバウンドをはじめ、低調な状況であります。これを乗り越えれば、オリンピックをはじめ日本の魅力が一層世界に伝わりながら、地域の経済の活性化などに大きく貢献していただけるというふうに思っておりますので、観光誘客にはなお一層力を入れてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 島貫 偕君。

○6番 先ほども申し上げました。意外に素直な答弁をいただきましたので、私、反論する気持ちが薄らぎましたので、かなりな時間を残してはいますが、終わります。

○議長 島貫 偕君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時20分といたします。

(午前 9時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

○議長 第2順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

7番伊藤寿郎君。

第2順位、伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 改めましておはようございます。

議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

まず、1つ目に、読書推進条例制定後について。

平成31年3月定例会において、議員発議で読書推進条例が全員賛成により可決されたのは記憶に新しい。平成31年4月1日から施行されたものの、より一層の読書推進を図り、継続的、体系的に進めていくことが必要だと考える。

条例の第3条(町の役割)について、現況と今後の考え方を教育長に伺います。

1つ、子供読書活動推進計画の策定はどのように行っているか。

2つ、各小学校の蔵書冊数は文部科学省が設定した学校図書標準と比較してどの程度の充足状況となっているか。

3、学校図書館法で義務づけられている司書教諭などの配置状況とボランティアの活用状況はどうなっているか。

4、蔵書のデータ化と共有をどのように考えて進めていくか。

また、令和元年度発行されています川西町立図書館・遅筆堂文庫概要を見ると、多種多様の事業やイベントが企画され、読書への関心と利用者の拡大を図っているが時代とともに活字離れが進み、利用状況も右肩上がりとは言えない。全ての町民が読書活動を容易に行うことができる環境整備の推進を、町長はどのようにお考えかお聞きします。

次に、18歳選挙による若者への主権者教育について。

選挙法の改正により、18歳から選挙で投票できることになり、若い有権者が積極的に投票し、政治に参加することが望まれる。選挙権の年齢引下げに伴って、置賜農業高校では、一昨年、選挙啓発出前講座を開催し、疑似体験学習を行っている。今後このような取組をされるのかお考えを伺います。

選挙は民主政治の基盤をなすものであり、若い有権者が政治や選挙に関心を持つことは、今後の長い人生において大きな影響があるものと思います。これは若者に限りませんが、国民一人一人が政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政権、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票することをもって、初めてよい政治が行われるようになると思います。

選挙の大切さ、政治参加の大切さ、自分が主権者であるという教育が重要だと思います。

若い方は考え方が柔軟であります。しかし一方では、他人の意見に影響されやすいということでもあります。特定の価値観に偏ることなく、自分の判断で投票することの重要性を教育していくことが必要だと思いますので、主権者教育の方針について、町長のお考えを伺います。

3つ目に、新型コロナウイルス対策について。

新型コロナウイルス対策について、町長のお考えを伺います。

町では新型コロナウイルス関係課会議を設置（令和2年1月30日）したが、現在の新型コロナウイルス感染者の発生状況を踏まえ、どのような感染予防対策を実施しているかお知らせ願います。

また、北海道の事例があったように、学校や保育所、幼稚園などについて、どの程度の感染者が発生した場合に学級閉鎖や学校閉鎖、施設の閉鎖などとするのか、基準を設けていると思うが、この現在の基準についてお知らせ願います。

さらに、集団感染が懸念される学校、保育所での感染予防策として、どのようなことを実施しているかお聞きします。

以上、壇上より質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、読書推進条例制定後についての5点目、今後の読書活動をどのように進めていくかについてであります。議員発議で制定された川西町読書推進条例は、町民が読書活動を容易に行うことができるよう、環境整備の推進を町の役割としています。

そして、条例前文には、本町出身の作家・劇作家、井上ひさし氏は「『本の運命』の中で、「本は人の運命も変えます。一冊の本が、読んだ人の考え方、生き方を変えるということがあります。」と読書活動の重要性をうたっている」と紹介されておりますが、人が人生を送る中で、迎える様々な転機に際し、本がその道しるべとなるように、町の取組がそこに貢献できるよう読書活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

町立図書館では、読書を身近なものにする取組として、本との出会いとなる幼児、児童向けの事業では、乳児期から絵本引換券の配布を行うブックスタートや3歳6か月児健診時に絵本引換券を配布するブックスタートフォローアップに始まり、定例のおはなし会、夏休みやクリスマスのおはなし会、絵本作家のワークショップ等を行っております。そして、少し

成長した段階での小学校では、ブックトークなどを行っております。一般向けには、今月のおすすめ本コーナーでの本の紹介や、商工会等と連携した読得ポイントカードの発行、大人のための夜の図書館開催を通して、本との接点を持つよう努めているところであります。

また、遅筆堂文庫においても、故井上ひさし氏から寄せられた蔵書、資料を基に、資料の特別展の開催、朗読セミナー、編集講座等の座学から、井上作品との出会いを演出することで、本への関心と読者の拡大を図ってまいりました。

こうした図書館事業等を通じた取組にとどまらず、吉里吉里忌開催等の事業をきっかけにした働きかけも大切なことと考えております。吉里吉里忌は井上氏の命日である4月に開催しておりますが、この開催を到達目標にして、年間を通した準備の過程でプレイメント等の開催を行うことで新たな人や本との出会いをつくり出しており、こうした取組も条例の理念にかなうものと考えております。

昨年9月に交流館あいばるにおいて開催した雑誌から見る地域文化のトークイベントは、町内外から30名ほどの参加者でありましたが、井上氏寄贈の資料の中、雑誌約8万冊から選び抜いたミニコミ誌数冊を取り上げ、それぞれの発刊に至る経過や井上氏との関わり等、雑誌から見えてくるストーリーが披露されました。たかが雑誌、されど雑誌という、雑誌を取り上げた新たなつながり、新たなニーズの発見があったと報告を受けております。

昨日の橋本議員の一般質問でも答弁させていただいておりますが、読書活動の推進には、まず町民一人一人が読書の楽しさを再発見し、日常生活のわずかな時間でも読書を習慣づけることが肝要であります。併せて様々な年代層の方に図書館に足を運んでいただき、読書の楽しさを見つけていただけるような図書館並びに遅筆堂文庫の事業の充実を図ることが必要であると考えております。

また、図書館運営のご意見をいただくフレンドリープラザ運営委員会には、日頃からご利用されている方のほかに、米沢女子短期大学や米沢栄養大学の先生にご参加いただき、昨今の若者かたぎを意識した情報発信の在り方等をご教示いただいております。事業を実施する側の感性を磨き、町報への情報掲載のほかにも、随時SNSを利用する情報発信をさらに強化し、新たな図書館等への来館者、本に親しむ方々の拡大に努めてまいります。

次に、18歳選挙による若者への主権者教育について、出前講座等の取組を継続するかについてであります。議員ご案内のとおり、平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、平成28年7月の参議院議員通常選挙から18歳の有権者が誕生しました。

この法改正に合わせて、平成27年10月に、文部科学省から各都道府県教育委員会や都道府県知事等に対し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」とした通知があり、それまで政治的な題材を取り扱うことを避けていた学校現場において、選挙管理委員会と連携しながら、模擬選挙など、現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めるよう指導することが求められました。

さらに、平成30年3月に出された高等学校学習指導要領では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会との関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働して、よりよい社会を形成すること等を目指す必修科目として、「公共」が新設されるなど、主権者教育が充実される内容となっており、学校教育現場において、今後ますます主権者教育が重要視されていくものと思っております。

これまで本町の選挙管理委員会では、置賜農業高等学校と連携を図り、これから有権者になる高校2年生及び3年生を対象にした選挙出前講座を、平成28年2月から昨年12月までの計6回開催しております。昨年12月の出前講座では、2年生71人を対象に、選挙の重要性を知ってもらう座学と3人の候補者から代表者を選出する模擬投票に加え、投票受付や開票事務も体験してもらうなど、より選挙を身近に感じてもらえるような講座を開催しているところであります。

この講座を受講したことにより、未来の有権者たちが少しでも選挙や政治に興味を抱いていただけるよう、講座の内容を精査しながら、次年度以降も引き続き継続してまいりたいと考えており、置賜農業高校と調整を図ってまいります。

次に、主権者教育の有効的な取組を今後どう考えるかについてであります。選挙権年齢の引下げに合わせ、全国的に18歳の高校生を期日前投票事務や投票立会人など、実際の選挙事務等に従事させるという主権者教育が積極的に行われております。

本町においても、昨年7月に執行した参議院議員通常選挙において、県内で初めて投票立会人に町内の高校生6名が従事したことは、ご案内のとおりであります。この取組は、若者に対する選挙啓発であると同時に、若者が少しでも選挙や政治に対し関心を持ち、選挙や政治を身近に感じてほしいという主権者教育の一環として実施しました。

6名の高校生には、投票日当日の午前7時から午後1時30分までの間、3つの投票所に分かれて投票立会人に従事していただきました。その後のアンケートでは、「選挙に対してより関心が持てた」「選挙が身近なものだと感じる事ができた」など、前向きな感想が多く、従事した高校生にとって、出前講座だけでは学ぶことのできない有意義な主権者教育の場に

なったのではと考えております。

また、先ほど申し上げました出前講座についても、一方的な座学だけではなく、生徒自身に考える力を身につけさせるため、「川西町をよくするためにはどうしたらよいか」という題で、他人の考えに惑わされないで自身の考えを披露するグループワークを取り入れました。模擬投票に関しても、3名の候補者それぞれの人物像やマニフェストを比較しながら、自分の考えで一票を投じさせるなど、単に選挙の重要性を説くだけではなく、生徒自身が考え、比較及び判断し、自分の一票を投じることができる力を身につけられるかという部分に着眼した講座になるよう心がけてきたところであります。

今後の主権者教育の方針としては、投票立会人への若者の登用をはじめ、全国的に実施されている先進事例を研究しながら、若者に選挙や政治に対し関心を持てるきっかけの場を提供してまいります。未来の有権者に対し、選挙の重要性に加え、主権者として社会の中で自立し、自身で比較及び判断し、一票が投じられるよう有効な取組を取り入れていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス対策について、新型コロナウイルス関係課連絡会議では、感染症予防対策をどのように実施しているかについてお答えします。

新型コロナウイルス関係課連絡調整会議については、昨日の神村建二議員の答弁と重なりますが、町では、1月30日に庁内関係課で組織する新型コロナウイルス関係連絡会議を立ち上げ、情報の収集と共有、公共施設等への感染症予防のポスター作成・掲示やSNSを通して注意喚起を行ってきましたが、国の基本方針を受け、2月27日に川西町コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染予防対策の強化を図ることといたしました。

現在のコロナウイルスの発生状況については、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生し、一部地域には、小規模患者クラスターが把握されていることから、集団感染を防ぎ、感染の拡大を抑制する時期にあるものと認識しております。

このような状況を踏まえ、町では、対策本部において、町等が主催するイベントや会議等に対する町独自の開催の判断基準を設け、また、手洗いや咳エチケットなどについて、感染症対策について注意喚起の徹底を図ることとし、その内容を記したチラシを3月3日に自治会長さんのご協力のもと、町内全戸配布をしたところであります。

次に、集団感染時の基準と感染予防策についてであります。小学校、中学校については、2月28日に内閣総理大臣、文部科学大臣から全国の小・中学校等に対し臨時休業を行うよう要請があったことを受け、既に3月2日から、小学校については3月18日まで、中学校につ

いては3月16日までを休業とすることといたしました。

コロナウイルスは飛沫感染、接触感染等でうつるとされており、学校のように日常的に長時間、集団で生活する場所では感染リスクが高く、既に北海道などでは自治体判断で学校を休校していましたが、これらの限られた地域だけではなく、全国でも感染リスクを減らすことを目的とする国の要請を理解し、対応したところであります。

一方、保育所、放課後児童クラブについては、子育て世代の負担増に対する配慮から、国からは開所の要請があり、幼稚園を含め町内の町立、私立の幼児施設は全て従来どおり開所することといたしました。ただし、感染リスクを有する環境にあることから、感染予防の徹底、強化を図るため、子供や職員の検温計測、発熱があった場合は登園させないなどの対応をしております。また、目前に控える卒園式についても、式典の時間短縮、出席者・来賓者の制限などの留意点が示され、これらを受け開催する予定であります。

なお、万が一幼児施設において子供が感染した場合は、現時点での国の指導では、市町村は都道府県と相談し、一部または全部の臨時休業について速やかに判断し、決定することとし、また、感染していない場合であっても、地域全体で感染拡大を抑えるための措置として、必要であれば臨時休業することも想定されることから、子供たちの受入先を優先に、広域的観点で総合的に判断し、対策を講じていきたいと考えております。

町としては、まずは何より家庭、地域、施設、町全体の中で感染をこれ以上広げないこと、感染経路を遮断することが最も大切であるものと認識しております。町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことも予測されますが、感染者の発生状況は刻々と変化、国等の対策等も日々更新されている中、国・県と連携し、町民の皆さんの不安を払拭し、混乱を招かないよう的確に対応してまいります。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、読書推進条例制定後について、子供読書活動推進計画の策定はどのように行っているかについてであります。本町では、子どもの読書活動の推進に関する法律並びに山形県子ども読書活動推進計画を受けて、平成28年6月に山形大学地域教育文化学部、藤田教授を委員長に、町立図書館司書、読み聞かせ団体代表、図書館教育係校長・係教頭、幼児施設代表、小学校と中学校の司書教諭の計8名で組織する川西町幼保小中読書教育推進計画策定委員会を設置しております。

委員会では、児童・生徒の読書活動の状況、各小・中学校や読み聞かせ団体などの読書推進活動などから、現状と課題を分析するとともに、今後必要となる環境整備や読書活動の推進方法等を検討し、平成29年度から令和3年までの5年間を計画期間とする川西町子ども読書活動推進計画を策定しております。

計画では、「家庭・地域・幼稚園・保育所・小・中学校における子供の読書活動の推進」「子どもの読書環境の整備と充実」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」「子どもの読書活動推進体制の整備と充実」の4つの目標を掲げ、それを受けて、幼保小中で一貫して読書教育に取り組むとともに、学校だけの活動とせず、町立図書館との連携、PTA活動や学校運営協議会等を通して、家庭や地域と連携しながら読書推進活動に取り組んでおります。

具体的には、幼児施設では、保護者に対する本の貸出しを行い、絵本などの読み聞かせや親子読書の取組を、乳幼児のときから実践しております。小学校においては、読書習慣の取組として、低学年での読み聞かせ、全学年で親子読書と感想の交換、そして、児童のおすすめの本を紹介するなどの活動を、PTA活動と連携しながら進めております。また、中学校では、学期ごとに1時間の一斉読書の時間や読書習慣など読書に集中する時間を設定して、全校生徒の読書意欲を喚起する取組を計画的に実施しております。

次に、各小学校の蔵書冊数は、文部科学省が設定した学校図書標準と比較してどの程度の充足状況になっているかについてであります。各小学校の蔵書数と充足率は、大塚小学校で7,832冊、129.7%、犬川小学校で3,575冊、64.3%、小松小学校で1万741冊、143.6%、中郡小学校で1万1,471冊、189.9%、吉島小学校で5,488冊、90.9%、玉庭小学校で3,167冊、90.0%となっております。なお、川西中学校は1万3,654冊、116.9%となっております。

各学校において、利用したい本がない場合は、町立図書館に相談することで、町の蔵書はもちろん、公立図書館間の連携により必要な本を借りることができるようになっております。さらに、町立図書館がテーマを設定し、各学校でそのテーマに関する本のさわりの部分を紹介し、読書へと誘うブックトークを行うとともに、テーマに係る本の長期貸出しを利用するなどにより、学校の図書館にない本も読むことができるようになっております。

次に、学校図書館法で義務づけられている司書教諭等の配置状況とボランティアの活用状況はどうなっているかについてであります。まず、学校図書館法における司書教諭の配置については、同法第5条第1項において、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされ、11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予するとあります。本町におい

てこの基準に該当するのは川西中学校のみとなりますが、川西中学校では、司書教諭の免許を持った教諭に、校務分掌の一つとして司書教諭を発令し、配置しております。

また、ボランティアについては、地域学校協働本部事業の地域ボランティアを活用し、小学校においては、低学年児童への本の読み聞かせを行っております。また、小・中学校とも蔵書点検や図書館の環境整備、破損した本の修繕等にご協力いただき、学校図書館機能の充実に努めております。

次に、蔵書のデータ化と共有をどのように進めていくかについてであります。小松小学校では、校舎の新築時に所蔵する本のデータによる管理をするためデータベース化しております。貸出しと返却の処理をバーコードの読み取りで行うことで、利便性の向上と蔵書管理が容易になるなどの効果が出ております。

一方、その他の学校では導入が進んでおらず、図書台帳による管理となっております。また、各学校の蔵書については、在校児童・生徒の利用を基本とし、他校との共有は今のところ考えておりません。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 町長並びに教育長からはご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、まず、一番大事なところで、時間の関係もございますので、今一番本当に大変でございます新型コロナウイルスの件で質問させていただきたいんですが、まず、この1、2週間が正念場と言われ、もう1週間、10日ぐらいたったわけですがけれども、やはり、自己管理においては一番大切で、自分の身を守るというか、感染しないようにということで、必需品とすればマスクが必要なわけございまして、このマスク不足が、皆さんご存じのように、世間ではどこに行っても売っていないと、入荷予定も立たないということで、毎日のように騒がれているわけございまして、いち早くというか、2月の、先月の全員協議会があった際に、健康子育て課長とちょっとお話しする機会があったんでお聞きしたところ、マスク不足による町への問い合わせだったり、町である程度在庫的なストックはお持ちじゃないんでしょうかという、その2点について所管の課長とお話しさせていただいておりまして、その際は、町でのマスクのストックが1,000枚ということで、その1,000枚につきましても、やはり、健常者と言われる方よりも弱者のほうに回るほうが多いというふうなお話も聞いたところでございますが、現在、そのマスクの問い合わせが町のほうにはあるものかどうかはまず1点と、もしそのマスクの問い合わせがあった際に、少しでも分けてくださいとか、そ

ういった問い合わせ的なもので、町のほうにないでしょうかという、在庫的なものが来ているかどうかと、その在庫があるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 対策本部の事務局のほうから説明、在庫についてはさせていただきますけれども、昨日、総理大臣からもありましたように、マスクの転売禁止ということが打ち出されておりますし、イタリアの校長先生からも出ているように、マスクは健康な方には当面必要ないと。病気の方とか、医療従事者の方に優先して配慮してもらいたいというような状況で発信されておりますので、そのことを踏まえながら、町が持っている在庫、それらの問い合わせ等についてご説明させていただきます。

在庫については総務課長、そして問い合わせについては、健康子育て課長にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 町のマスクの在庫状況につきましては、先ほど伊藤議員からありました、健康福祉課長にお尋ねになった時点では、正確な数量を、情報を共有しておりませんでしたので、1,000枚という話は誤りでございまして、町といたしましては、現在、約5万2,000枚ほどストックしてございます。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 まず、お問い合わせの件でございしますが、現段階ではございません。ただし、対策本部を立ち上げた段階で、医療機関、福祉機関と、その在庫等も確認させていただいて、日々状況等を確認しておると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 私もちっと世間のニュースだったり、お近くの方、お知り合いの方から、マスクないんだげんどよと、マスク探してくれないかと、そういうふうな連絡もいただいて、ここ1週間、ちょっと県内外をマスクを探す旅というんですか、そういったことで、朝から回ってみたんですけども、やはり全くなくて、もうこの1週間どうしようかなと、頭の中にはもうマスクが必要だ、必要だということが頭の中にありましたんで、動いていた状況で、ただ、我々が探している仲間だったりとか、SNS系で情報が回ってくると、まず冷静になりましようということがまず一番で、ただ、マスクはやはり本当にこのコロナウイルスじゃなくても、インフルエンザもありますし、これから花粉症の時期になりますから、その時期までマ

スクがなかったらどう対処するのというふうなことが、やっぱり頭の中にありましたんで、そのSNS系を見ましても、森のマルシェさんでも手作り用マスク、ガーゼと手拭いだったりとか、そういった代用品になるのかもしれませんが、そういったものが出ていて、本当に少量ではございますけれども、何かそういう安心感があったりとか。そうしているうちに、私の知り合いの中で縫製会社の方がいて、じゃ、マスク作りましょうという話になったんですけども、なかなかそういった資材がないということで、でも、そのぐらい世間はマスクの必要に関して、本当にピリピリしているのかなと思っておりますので、今、5万2,000枚ということで、ある程度安心はしておりますけれども、なかなか今後、インフルエンザも含めての際には必要となりますので、そういったところに、医療機関だったりとか、弱者の方に、もしお分けできるようなことができるんだったら、さらにお願ひしたいと思います。

続きまして、このような状況の中に、3月3日の、町民の方にお知らせをいただいているわけですが、やはり情報も先走ってもいけないし、ある程度冷静にならないとということもお話ししましたけれども、もしかしたらウイルスに感染しているのではないかとか、もしかしたら接触しているのではないかと考えると、やはり、じゃ検査してみようかということで、ウイルス検査、PCR検査というふうなことを言われておりますけれども、この検査につきまして、町内の医療機関にかかっている検査の現在の状況など、分かるところがあったら教えていただきたいと思ひます。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 申し上げます。

まず、初めてでございますが、山形県内の検査の状況、本日の県のホームページでございますが、62件されておると。全て陰性であると、そういう状況でございます。

まず基本は、今回、3月3日の段階で町民の方にお伝えしたとおり、本町の場合は置賜保健所、こちらを窓口にしていただくと。その中には、感染の疑いがある方、心配される方、そちら等をご相談を受けた上で、保健所が指定する医療機関、こちらのほうに紹介されて、そこで診断をいただいて、そこでようやく検査をすると、そういう段階でございます。ただし、先日、内閣総理大臣等が申し上げたとおり、検査の幅、あとやり方、広く今研究されておりますので、日々これから、より簡便なほうであったり、そういう形が、対策が取れると思ひますので、その状況等を今注目しておると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 その国や県、置賜でいえば置賜保健所からのそういったご指導がある中で、実際、うちの川西町において、発例はされておられませんけれども、検査は今なかなか1日に検体の件数がやはり少ないということなんですけれども、十分なウイルス検査に対応できるかどうかということの情報まではどうなんでしょうか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 こちら、県のほうの状況でございますが、こちらを検査する件数も増やしていきたいと、そういう答弁等も頂戴していますので、それを今注目していると、そういう状況でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 県の発表では、検体が1日に50件をさらに1日80件に増やしたというふうなことを3月4日の県のほうのホームページにも出ておりますし、現在、その57名の県内の方が検査をされたというふうなご報告もいただいておりますので、今後そういった、より検査しやすい状況だったりとか、情報が分かれば、随時分かるような形の周知をお願いしたいと思います。

続きまして、国の中では、特措法ということで、最悪の場合、緊急事態宣言を出して、都道府県知事の指示によって発動するというところで、今は幼稚園、小・中・高の休業、お休みになっておりますけれども、やはり、不要に外に出たりとか、あとは学校内、映画館の使用制限があったりとか、医療施設が緊急に開設されたりとか、あとは土地建物、空いているところを強制して使用するというふうな情報までは来ておるんですけれども、最悪のことを考えて、国のほうのこういった宣言が出されるかというふうなことを、今話されている状況なんですけれども、万が一、集団感染になった場合は、置賜病院のほうの医療機関で十分なベッド数だったりとか、もしかしたら隔離しなくちゃいけないとかというふうな、そういった情報まで我々のところまで来ておりませんので、今分かる情報だけ、ちょっとお知らせしたいと思います。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 こちらも報道機関等からの情報でございますが、やはり、今まで感染リスクを抑える、それは強いて言えば医療機関等の負担が増えると、そういう状況があったわけでございますが、ここに来て、山形県内ですと5つの医療機関、この置賜管内ですと置賜総合病院、こちらのほうで受入れするベッド数、病床数を増やしたと、そういう情報を聞いてございます。トータルでたしか150ぐらいということを記憶してございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。

また、町内で懸念されていることで、昨日も同僚議員が一般質問されていたわけですが、子供さんの、今、子育て支援センターなり、町内5か所の子供さんの受入れをしているということでございます。先ほどもちょっとお話もお聞きしておりますけれども、子供さんは元気だと。ただ、親御さんは玄関で、その場で中に入らず別れると。ただ、中で従事されている職員さんが大変お疲れのところだというふうなお話もお聞きしております。やはり、寝ずの番というわけじゃないとは思いますが、こういった状況なので。その職員さんが、今お疲れの中、決まった人数で従事されているわけですが、お手伝いが欲しかったりとか、増員を考えられるとかというふうな情報はどうか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 答え申し上げます。

確かに今ご指摘あったとおり、片や働く方のほうも、ちなみに今幼児施設のほうは、毎朝子供には体温を測ってねと。併せまして、職員にも体温を測ってくださいと、そういう状況で、異常がすぐ分かるようにしてございます。

現在のところ、子育て支援センターのほうも、今回広場のほうは受入れは今お休みしてございます。それを受けまして、その職員の一部でございますが、小松保育所のほう、サポートすると、そういう体制を取ってございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 また、経済的にもこういった状況が、3月ですから、卒業シーズンであったり、年度替わりの、会社関係だったりとか、そういう送別会があったり、食事会があったりとか、一連の中ではそういったイベント事が多い時期だとは思いますが、やはり、飲食業とか観光の方々がキャンセルによって大分ご苦労されているというふうなお話も聞いております。

議会におきましても、最終日の打ち上げも全く中止しておりましたし、祝賀会も延期されております。各種イベントが、町にあるイベントが中止並びに延期になっている状況ですが、やはり、実際こういった状況が経済的にもなかなか厳しいような状況のお話を聞くとすると、昨日もちょっとお話も出ておりますけれども、ある程度支援策が必要ではないか

なということがやっぱり考えられるわけでございます。まず、大きく企業支援だったりというのを、今どんな形で、町長、考えておられますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 山形県町村会のほうに、山形県商工労働中小企業振興課長から依頼文書が入っております。その中で、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者に対する利子補給制度の協力の依頼でございます。これは、やはり今、ご紹介あったように、客足の減少など、様々な売上げの減少によって、大変厳しい状況を抱えている中小事業者への金融支援でありまして、地域経済変動対策資金を無利子融資するということで、金融機関、そして県と市町村が互いに利子を折半して、無利子で融資する制度を進めたいということでございますので、本町でもその対応について、補正対応も当然必要でございますので、ぜひ最終日までには取りまとめをしてみたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがたいと思います。

また、このたびの雪不足によって除雪業者の方々も、やはり、まず除雪の回数がなかったもので、冬期の除雪も併せてお願いしたいところなんで、町長、よろしくお願いしたいと思っています。

実は、昨日も支援等について産振課の課長からは企業訪問を五、六件したとお伺いしております。実は、2月25日に尾長島工業団地協議会におきまして、やはり、地元の業者さんから、中国からの部品が来ないというふうなご報告をいただいておって、その部品が来ないと仕事が進まないとか、何とかそういった支援策だったりとか、そういう部品が来ないことに、会社が今後回せるような形のことをお願いされたのは、課長、お聞きしていたと思うんですけども、何か支援策を、今、町長がおっしゃったことのほかに、考えられることはございますか。

○議長 伊藤寿郎君に申し上げます。通告外でありますので。

伊藤寿郎君。

○7番 議長、失礼いたしました。

そうしましたら、次に、項目を変えてお尋ねしたいと思います。

1番に戻りまして、読書推進条例の制定後についてのことについてお伺いしたいと思います。

項目的には、司書さんがいたり、ボランティアをいただいて、そういった学校図書関係の

お手伝いをいただいたりすることについてお尋ねしたいと思います。

ボランティアさんに関しましては、吉島小学校にお伺いしてちょっとお話をお聞きしたところでございまして、ボランティアの方が3名いらっしゃいまして、月2回ないし3回、月曜日に学校図書館のほうのお手伝いをさせていただいておりますということで、やはり、子供とも触れ合ったり、いろいろな本に関わるお仕事でお手伝いをいただいているわけですが、幾らお手伝いといえども、ある程度費用弁償だったりとか、謝礼金だったりとかというふうな、そういった賃金に関するお話も出てくるわけですが、実際、そのボランティアに謝礼金という形のをどういうふうにお支払い、金額的にも含め、されているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ボランティアの謝金についてというご質問でありました。

その活動自体は、地域協働本部活動事業という中で、学校にコーディネーターの方がいらっしゃって、コーディネーターの方がその地域でお手伝いできる方を募りまして、協力いただいているという事業になっています。

その事業については、かなり前から、10年くらい前から始まっているんですが、基本的にはボランティアという形で始まった事業であります。ただ、謝金等についても、だんだん認められるようになってきてはいるんですが、本来の数字であるボランティアというところに入ってまいりますので、その謝金については、それぞれの学校、地域本部事業の中で価格といいますか、謝金の程度を決められて取り組まれております。ただ、先ほど議員からお話が合った十分な謝金ということではなっていないのかもしれませんが、それぞれの本部で、業務といいますか、仕事の内容に応じて支払われているというふうに捉えているところであります。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 今、課長からご説明ありましたが、そのボランティアさんの仕事についてお伺いしましたが、もちろん学校図書室の掃除から始まりまして、本のほこり取りもしますし、配列もします。必ずいい状態の本ばかりではありませんので、やはり、本を直す、修繕する製本という業務もございまして、その製本をするために必要な製本キットだったりとか、テープだったりとか、そういった備品があるじゃないですか。そういうものも全然そろわっていない状況で、このボランティアさんは自分らで準備をしながら、謝礼金のことについてあまりお触れになっておりませんでしたけれども、金額も正直ボランティアの方は、そんな

にいっぱいをお願いしたいとかいうものじゃないんですけれども、その中から自分で製本の資材を準備しておられることを考えると、正直、1時間665円の謝礼金でボランティアの方がされていることを考えると、最低賃金、県内で790円と言われている中で、もう少し資材の分を準備していただくなり、そういったこともあってもよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ありがとうございます。

先日、今週に入ってから、今日が6日ですから、3日だったか4日に、この地域本部事業の町の全体会を開催したところでありました。その際、今の謝金のお話も若干出たのですが、材料代まで、そのボランティアの方に出していただくということはないようにしましょうということで、材料代は本部のほうで払っていきましょう。もし、この事業自体が補助事業でありますので、いろんな形で制限がございます。万が一、その材料代が出ないような事業、今のところ図書の方は出ると思っているんですが、そういったものであれば、謝金のほうに上乗せをしていこうというようなお話をさせていただいているところです。

今の状況をちょっと吉島小学校の状況を今お聞きしたものですから、なお、こちらのほうでも確認をし、適切な対応を取るような方法ができないか、本部と協議をしていきたいというふうに思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 やはり、ボランティアさんというのは、本当にただのお手伝いというわけでもなくて、やはり、製本作業なんかを、様子を見せていただきましたら、普通に我々ができるものかといったら、やっぱりできませんし、本に携わっている方でも、やれというと、この製本というのは、修繕は難しいお話もお聞きしておりますので、やはりボランティアさんにも限界があるのではないか、人数もそうですけれども。本を守りたい、本を読んでいただきたいためにこういったボランティアさんがご苦労されているところの声だったりとか、町との連携がうまく図られていないのではないかなというふうに考えておりますけれども、やはり、人がやることに対して、図書館活動がなかなかボランティアさんだけでは限度があると、活動がなかなかままならないということ、ちょっとご意見もいただいたのもありますし、自分が感じたこともありますので、もう一度ボランティアの方の活用についてご検討をさせていただきたいのと、先ほどの賃金に関しても、ある程度いつぐらいのめどで今よりも少し上乗せできるような形とか、お手伝いをいただいた意味も含めての金額が出るものかどうかという、

いつぐらいかというのをちょっと教えていただけませんか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 先ほど申し上げましたように、この事業のボランティアの方への謝金については、謝金が最初にあってお願いしていくという考え方ではなくて、それぞれのお力をお借りしていただくと。そのときに、わずかばかりの謝金ということになるかもしれませんが、先ほどの労働賃金というようなことではなくて、あくまでも謝金の中での範囲というふうに考えておまして、その中でボランティアをしていただくというような形になるというふうな事業というふうに捉えているところであります。ただ、先ほど申しましたように、材料代まで含めたボランティア活動というのは、これはいかがなものかと思いますので、その実態について、吉島小学校の本部のほうにも確認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ぜひそのボランティアさんのお気持ちも考えながら、お話を聞きますと、そんなにお金じゃないんだという方ばかりです、3名の方も。ただ、製本にはすごくお金もかかるということをご理解していただいた上、今後、ボランティアの方々に、そういった意味も含めての謝金をお願いしたいと思います。

教育長、先ほどの答弁の中で、学校図書の方の蔵書の冊数ですけれども、小学校によってばらつきがあったり、100%超える学校もあれば、全然少ないところがある。そういったバランスというか、原因ですか、充実されていないそのばらつきというのは、どういうところから出てくるのでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 このばらつきについては、年度ごとにそれぞれ壊れた本とか、あるいは昔のデータが載っていて、今に合わなくなったななんていう本については廃棄処分をしたりしております。特に、毎年確実に廃棄処分をするかというのと、そうじゃなくて、ある程度の期間を経て大きく廃棄処分をして、また新たに購入をしていくという、そういう作業に入っているところは非常に少ないのであります。

それから、中学校がありますので、中学校から本がどっと来ている。そしてまだ整理がつかないようなところもございます。いろいろそれぞれの学校において事情があります。事情について、課長のほうから発言をさせていただきます。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 例えばということで、中郡小学校とか小松小学校が多くなっていたりします。あと、中学校も多いんですが、これは統合によって一緒になったので合わさったというふうなことが一つ理由になっています。あと、学校によってそれぞれでそろえていきますから、古くなったものは順次処分というふうな対象にもなりますので、そういったもので廃棄するというで減っていくというものもあります。

それから、今度はプラスになる、買っていくというものについては、町のほうで予算設定をして、それぞれの学校で配分をしていて、その配分の中から学校である程度額を設定して決めていくという中身もありますので、学校によって取捨選択する部分がございますので、同時に町からそれぞれの学校に同じ数を置くというようなシステムでもないものですから、学校内で差が出るということになっています。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 そういったシステム化だったりとか、ボランティアの方もそうですし、新築というか、小松小学校なんかは新しいわけで、POSシステムですか、データ化をするシステムも小松小学校だけですので、ほかの小学校もぜひお願いしたいと思います。

最後の質問と意見になります。やはり、条例が1年たったわけですけども、町立図書館も、遅筆堂文庫も、学校図書も本当にいい環境で進まなくちゃいけないかなと思います。

あいぱるの2階で今整備されている方のお話もお聞きしておりましたし、町立図書館、プラザが県内でも文部大臣表彰を受けたりとかもしていますし、皆さんのご活躍だったりというのはすごく分かるんですけども、いかに利用を考えると、やはり子供たちよりも我々大人がいっぱい借りたりする環境づくりも必要じゃないかなと考えると、やはり県立図書館を見ましても、レストラン、カフェがあったりとかしながら、コーヒーを飲みながら、外を見ながらできるというふうな状況づくりもありますので、今後、プラザさん、町立図書館様には、そういった先進事例をいろいろ研究していただきながら、ぜひ町長からも、大人が、我々が使えるような図書館に、環境づくりをお願いしたいと思いますので、町長、一言お願いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 様々の方が、せつかくの資源でありますので、こういった読書に親しみながら豊かな人生が送られるような環境整備に取り組んでまいりたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。この読書条例をそのままじゃなくて、より活性化していきな

がら行きたいと思います。

以上、私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 1 時といたします。

(午前 1 1 時 2 2 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長 第 3 順位の井上晃一君は質問席にお着きください。

1 番井上晃一君。

第 3 順位、井上晃一君。

(1 番 井上晃一君 登壇)

○1 番 それでは、議長に通告のとおり質問を始めます。

新庁舎の整備が順調に推移しております。

川西町新庁舎実施設計（概要）の中で、4 番、効率的で機能性・経済性の高い庁舎。

建設コストを抑制し、維持管理、修繕などのメンテナンスコストの縮減に努め、ライフサイクルコストの低減を図る庁舎としますが、熱源確保にガスヒートポンプが採用されています。SDGs の目標 7 「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」では、脱化石燃料、そして持続可能性と安価で信頼できるエネルギーのサービス構築を目指すとされています。ガスヒートポンプを採用する経緯と根拠を問います。

先日、暖冬で降雪がなく、雪冷房に雪を入れられないとの報道がありました。どこかから雪を運んでくるのか、代替の案を考えているのか、喫緊の対応策を伺います。

昨年 9 月 17 日、フレンドリープラザで小松地区敬老祝賀会が開催されました。70 歳以上の方が 266 名参加されました。雪冷房の雪がなくなり、空調が働かない中での開催でした。8 月末からフレンドリークリニック期間も午前中は空調を働かせずに、雪を持たせようとしたが、どうしようもなかったとお伺いしました。また、過去にも晩夏のイベントで、雪がなくなり冷房がないということがありました。

降水被害も含め、暖冬、酷暑などの異常気象が年々深刻化し、もはや異常ではなく恒常化

しているようにも感じられます。先を見据えて問題として捉えているか、含めて伺います。

シベールアリーナ、遅筆堂文庫山形館を運営する公益財団法人弦地域文化支援財団が、スポンサーが見つからず経営が逼迫し、一般の方向けにそよ風基金を募って運営されています。蔵書を貸し出すなど関係を持ってきた町は支援等、何らかの考えを持っているのかお聞きします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 井上晃一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新庁舎の空調設備についてであります。新庁舎の整備に当たっては、平成29年11月に策定した川西町新庁舎整備基本計画において、町民の暮らしを守る庁舎、町民にひらかれた利用しやすい庁舎、ひとと環境にやさしい庁舎、効率的で機能性・経済性の高い庁舎の4点を基本方針としております。

基本計画に基づき、平成30年8月に作成した川西町新庁舎整備基本設計における空調設備計画では、省エネルギーを重視した計画のもと、熱源は種々の特性を比較検討し、デマンド抑制、いわゆる最大需用電力を抑え、使用時間帯の違いにも多様な空調システムで対応することとしました。

また、災害時における業務継続計画に基づき、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できる庁舎機能を確保するため、電気、灯油、ガスを使い分け、エネルギーの分散を図り、有効性を確保したところであります。

議員ご質問の新庁舎の空調設備は、1、2階の執務室等は灯油を使用する床下吹き出し輻射式冷暖房、その他の各室等は電気式ヒートポンプエアコンとし、3階は議場等にガス式ヒートポンプエアコン、その他大会議室等は電気式ヒートポンプエアコンとしております。ガスヒートポンプの採用については、LPガスは石油、石炭、天然ガス等化石エネルギーの中では二酸化炭素排出量が少なく、燃焼時の排出ガスも極めてクリーンなエネルギーであり、ガス式ヒートポンプエアコンは省電力及び即暖性に優れている一方、運転時間の制限等の特徴がありますが、3階の空調は年間の使用時間等を鑑み、議場等と使用時間帯が異なる大会議室等に分け、年間使用時間の短い議場等はガス式ヒートポンプによる空調設備、大会議室等は電気式ヒートポンプによる空調設備とすることで、デマンド抑制とランニングコストの抑制を図ることとしたところであります。

議員ご指摘のSDGsの目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」は、全ての人の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保するとのテーマに基づいて、地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの発生源となる石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から、再生可能で資源を枯渇しない太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱などを利用したクリーンエネルギーへの転換を目指すものと認識しております。

新庁舎は、高気密・高断熱などのパッシブデザインとし、空調設備の使用抑制による省エネルギー化と太陽光発電、地下水熱を活用した設備導入による再生可能エネルギー化により、二酸化炭素排出削減に努めております。

次に、フレンドリープラザについて、雪冷房についてであります。雪冷房システムは平成20年度から稼働し、導入前と比較すると、これまで年平均41万1,000円の電気料削減が図られており、一定の成果が表れております。ところが、今年の暖冬による少雪は想定を超えるものであり、積雪がなく、給雪できない状況は、導入後初めてのことであります。

エコスノードーム2棟内に必要な雪は、計画値で963トン、実際には1,000トン以上の給雪が必要となりますが、通常は2月の末から3月にかけて公共施設駐車場等の除雪、排雪と併せて行ってきたところであります。

ご質問にありましたとおり、今般の少雪に対応するため、降雪を期待しながら、まとまった降雪があるときにはドーム前の駐車場等において速やかに集雪する準備を取っておりましたが、町内はもとより、置賜地域においても、集雪するに適切な場所を確認できない状態になっております。それを越えた地域の山間部等からの雪を搬入することになると、集雪、搬送経費も加わりと費用が膨らむことが想定されますので、今後の町の対応といたしましては、雪冷房導入前の既存電気冷房システムを稼働させて対応する予定であります。

毎年、ドーム内は十分に給雪しておりますが、近年は猛暑の影響や施設の利用状況により融雪が早く進んだことにより、利用者に不快な思いやご迷惑をおかけしてしまいました。ご指摘いただきましたとおり、ご不便をおかけしましたことに、心からおわびを申し上げます。

今後も今年のような暖冬が起り得ると想定されますが、現時点では既存の雪冷房システムを夏季期間の基本の冷房システムとして位置づけていくとともに、電気冷房システムをバックアップとして利用しながら、厄介者と言われる雪を、雪国の貴重な資源として有効活用してまいりたいと考えております。

次に、公益財団法人弦地域文化支援財団との関わりについてであります。財団の設立、シベールアリーナ及び遅筆堂文庫山形館の開館の経過については、昨日の橋本欣一議員のご

質問でお答えさせていただいたとおりであります。故井上ひさし氏と財団代表理事を務められている熊谷眞一氏とのお二人の関係性から、井上氏の意思を尊重して、本町に寄贈をいただいた資料の一部、約2万3,000点をシベールアリーナ及び遅筆堂文庫山形館を運営する財団に貸し出しているところであります。

財団は熊谷氏の個人資産を基本財産として設立され、運営にはその基本財産及び熊谷氏が創業された株式会社シベールからのネーミングライツ料等を充てておられるとお聞きしております。株式会社シベールが平成31年1月に民事再生法適用を申請し、再生計画により新シベールとなったものの、財団への支援が見込めないことから、現在新たなネーミングライツの募集を行っている旨、財団より報告を受け現状を把握しているところであります。

ご質問の蔵書を貸し出すなど関係を持ってきた本町が、支援等何らかの考えを持っているかについてであります。本町と財団は資料の貸借関係にあるにとどまり、財団側からも特段のご要請もありませんので、支援は検討しておりません。町に課せられている課題は、町民の財産である貸出し書籍・資料等の散逸、紛失等を防ぎ、保全に万全を期すことが何より重要であると考えております。

以上、井上晃一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 井上晃一君。

○1番 まずは、ちょっとお聞きしたかったことの内容からは、特にこちらが期待したお答えをいただけなかったかなというような認識を持っていますが、お答えの中の化石エネルギーの中では二酸化排出量が少なくというような項目がございますが、そのSDGsのテーマである化石燃料から再生可能なエネルギーに転換していくというような一部に対しての整合性、また、考え方ですね、町の。その辺りが何もご回答いただけなかったんじゃないかと思えますが、その辺り、町長のお考えをお伺いします。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、再生可能エネルギーの考え方ということでございますので、お答えを申し上げます。

新庁舎の設計に当たりましては、これまで外部委員会も含めていろいろご議論いただき、ご意見をいただいて設計を進めてきたということでございます。当然、その中におきましても、議会のほうにもご報告を、ご意見をいただきながらこれまで進んできた経過がございます。

新庁舎の概要のほうにも記載してございますが、まずは新庁舎の中での大きなテーマとし

では、建設コストの抑制、そして維持管理、修繕などのメンテナンスコスト、これの縮減、トータル的なライフサイクルコストの低減を図ることが大きな目指すところというところが一つございます。

一方では、ひとと環境に優しい庁舎ということで、ご質問にありましたように、エネルギー等については再生可能エネルギー由来のそういった熱源、エネルギーを活用するという、そういう視点は当然に持ちながら設計を進めてきたところでございます。

そのような中で、現実的な省エネルギー等々を考えますと、今現在、再生可能エネルギーの由来の電源ということになりますと、そういったところに対する投資額、費用対効果など、またはスペースの問題、いろいろな角度で検討した中で、さらには災害時に機能する町民の安全を守る庁舎という視点を捉えながらも、再生可能エネルギーについては将来的な技術革新の中で、さらに進んでいく中で、将来的にはそこを視点として可変性を持たせた設備、エネルギー構成にしたいというようなことの、この設計内容にしております。

そういった中では、1つは、ガスヒートポンプというところについては、答弁にもありましたように、電源の節減を図ると。いわゆる基本契約の電力を抑制し、電力の基本料金を下げる。いわゆるデマンドのピークカットをするということが最大限の省エネ、そして今後のさらなるエネルギーの活用につながるということで進めてきておりますので、再生可能エネルギーにつきましても、検討をしている中においても、その電源については、今後、今現在、再生可能エネルギーの様々な電気も出てきておりますが、そういったことも含めましても、その電力というものについては、ピークカットをしなければならないというようなことから、それに伴う再生可能エネルギーとして活用できる、庁舎として活用できる再生可能エネルギーというのは、なかなか導入が、費用対効果を含めても難しいという判断から、このようなエネルギー構成にしたということでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 電源の使用量を減らすということではありますが、再生可能エネルギーを利用することは、今すぐ再生可能エネルギーを利用することではなく、基本的に電源を置き換えれば、それが再生可能エネルギーに置き換わるということで、そこはガスヒートポンプを採用してしまえば、再生可能エネルギーを入れたときに、そのガスの設備を電気に変更しなければならないということも発生する可能性があります、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 先ほども申しあげましたように、まず、電源ということで電力、そのこのデマンドを抑えるということで、この庁舎をスタートさせるということで設計を組ませていただいております。

ガスヒートポンプにつきましては、ガスを電源としてエンジンを回していくということでございますので、そういったことに、将来、再エネ由来を電源に変える場合については、その部分についての設備ということは交換が必要になるかと思っておりますけれども、そういった中でも、このガスヒートというのは、例えば電気式のヒートポンプ、これについては設備自体の耐用年数が7年ぐらいというようなことで認識してございますが、ガスヒートにつきましては、使用時間が3万時間という一つの基準がございます。そうしますと、3階に配置させていただきましたというのは、議場関係で使用時間が通常の執務時間よりも短いというようなこともございますので、設備の更新においても、更新が長寿命化できるというようなことも含めまして、トータル的なライフサイクルコストとしてガスヒートポンプの採用を決めているということでございます。

今後、SDGsに基づきまして、電源が再生可能由来の電気が進んでいけば、当然そういう時代の到来とともに、設備の更新なども検討する必要はあるかと思っておりますけれども、スタートとしては、先ほど申しあげましたように、環境の意識を持ちつつも、省エネ、そしてコストの抑制というようなことで選択をしたところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ガスヒートポンプに関しては、ほかの行政組織でも様々導入に対して検討された資料等はネット上に多々あるわけですが、その中でも、特にバルクタンクの保守、補修ですね、あとスペース、重量、熱源の危険性、エネルギー供給契約の問題、CO₂排出量が増えるという問題、どこの自治体でも、基本的にはそれらを電気と比べて具体的な表にしておられますが、川西町はつくっているんですか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 基本設計を作成するときに、各電源のそういった比較をしながら、単価的にも考えまして、ガスのほうが低減だというような認識の中から採用を決めたところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 それでは、バルクタンクの設置による重量の増加、費用の増加、建物の強度を補うための費用、その辺りの精査もちゃんとされているということでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 設計におきまして、そういった建物自体につきましても、そういった内容を構造態様を変えた場合ということで、トータルの費用対効果、ライフサイクルコストを見ながら設計をしたところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 そういった検討の過程を全て公開するべきではないかと思いますが、そういうことをされていないので、私が今こういう質問をしているということになってしまいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ご指摘のとおりのことかと思いますが、その計算式等々、全てにおいては情報開示はしてございませんので、その考え方としてお示ししながらこれまで来たということでございますので、その内容については、内部でさらに調整をして、どこまで開示するかということもございますけれども、お知らせをしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 国土交通省の建築物省エネ法において、29年4月、ガスヒートポンプ熱源は規制の対象となっているのはご存じですか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 詳細のところは、今日、資料を持ってこないでお答えできませんけれども、設計会社、そして支援している建設技術センター等々の協議、議論の中で、そういったコンプライアンス部分についても確認をしながら設計等をさせていただいております。

○議長 井上晃一君。

○1番 規制はされていても、それを採用するという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今、手持ちに資料が、担当が持っていないようでありますので、今回、空調については、1階、2階の執務室に関しては灯油を燃やして冷暖房を設置する。それには、部屋については電気を使わせていただく。3階の議場等、議員の皆さんの活動するスペースについては、ガスヒートポンプの空調施設を整備するということで、電気全体の契約料を抑えるということを念頭に置きながら、省エネを進めていくというふうな考え方で計画をさせていただきました。

いろいろな考え方がございまして、例えば灯油ではなくて木質ペレットとか、木質バイオガスを使ったほうがいいんでないかというようなこともいただきましたし、また、再生可能エネルギーの活用などについても検討はさせていただいたところですが、現状の中で、まだまだ技術革新などが取り組まれていないこともあって、将来的にはそれが代替可能な形で導入できるようなスペースを確保しながら計画をつくっているところでございます。

今、ガスヒートポンプについての危険性があるのかどうか、そこら辺のところについては、議員からご指摘いただいた内容について、さらに調査をさせていただいて、お答えできるように準備させていただきたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 熱源の採用に当たって灯油も採用されていくということですが、今度こちらは通産省のトップランナー制度という制度がありますが、熱源に関しては、化石エネルギーは将来にわたって効率、これ以上ほとんど上がる見込みがないと見込まれている。電気エネルギーに関しては、再生可能エネルギーであつたりということで、今後、どんどん下がっていくというのが、もう5年も前の資料から明らかにされている。それを見たことはあるんですか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 再生可能エネルギーにつきましては、今後、世界的にも地球規模の関係で進んでいくという認識は十分に持っているところでございます。ただ、現実的に庁舎建設を進めていく、省エネ、コストを抑制していくという現実の費用対効果などを見ながら、将来、再生可能エネルギーの技術が定着し、そこに変えていくという場合のことも想定しながら進めているところでございます。

そういった意味では、昨今、エネルギー等については調査を外部に出しながら、将来の再生可能エネルギーの進み具合において、また、設備の更新時期において、そういったものに入れ替えるということも考えた上での設計とさせていただいております。

○議長 井上晃一君。

○1番 こちらはプロポーザルで提案された内容から変更はあつたんでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 プロポーザルで提案された内容というのは、今回はデザイン関係のプロポーザルでなくて、設計事業者が能力があるかということを見るプロポーザルでございました。

そういったことで、決定された設計業者とは、ゼロベースから議論をすりかけてこのような形になってございます。そのプロセスの中では、ご指摘のコンプライアンス関係も全て調

査をしながらということですが、詳細は、今日、資料が手持ちにないものですから、プロセスとしては、しっかり関係者が集まって議論を進めてきたと。その中では、私どもとしては、ライフサイクルコストの縮減というのを第一義に置きながら、そして安全性を考えていくということで設計を進めてきましたので、再生可能エネルギーの必要性というのは、十分に理解しており、現時点での様々な制約、目指すところというところについては、費用をしっかりと抑えていくと。その中で安全な庁舎を造っていくというところで取り組んでまいりましたので、ご理解を賜ればありがたいと思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 ですから、私の申し上げたいところは、目先の費用を下げるためにライフサイクルコストを犠牲にしてこれを設計しているのではないかといいるところなんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 再生可能エネルギーにつきましては、そういったご意見も十分でございます。しかし、目先のというよりも、今現在、今度は庁舎をスタートさせるというときに、電源というものを、いわゆる電力の基本料金、そういったものをいかに抑えるかと。たとえ再生可能エネルギーの電源を活用したとしても、そのピークカットができないとなってくると、年間の契約料は相当大きくなるということになりますので、そういったことは、今後の、例えば電力の蓄電をできる蓄電池をさらに容量が大きいものとか、そういったものができると、また変わってきますが、その技術的なところ、価格的なことにつきましても、今すぐそれを採用できるという財政環境にはないなというようなことから、今求められるものを達成するためのベストなエネルギー構成ということで、設計として選択しているところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 新庁舎というのは、基本的に今の庁舎の機能を全てそちらに持っていくということで、今の庁舎にも、暖房であったり電気は使われているわけですね。エアコンなどの空調設備は、10年たてばその消費エネルギーは半分になるというのは当然、最低限そのぐらいは確保されているものですが、その辺り、今の庁舎と新しい庁舎、全て電気に置き換えたときに、どのぐらい費用が違うのかというのをちゃんと計算されましたか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 現在の庁舎、分庁舎等で使用している電源、そういった電気関係、量、そし

て電気料金、そういったものをいかに縮減していくかということで新庁舎の設計に入っておりますので、今よりは下げたいというようなことで考えております。

しかしながら、エレベーターとか、今この庁舎にないような新たな電源を必要とする設備もできますので、そういったことも考えますと、今よりは少し電気の契約料が大きくならざるを得ないということがございますので、今よりは縮減する、さらには、新しい機能を付加したことで電気の使用料も増えると。そうなると、ピークをいかにカットするかという視点になってございますので、再生可能エネルギーの導入の必要性というのは、十分に認識してございますが、この庁舎を年度前までに整備をしながら、そして安全を守る庁舎とする場合の選択として、このような電気の使用料のピークを下げて、そして熱源をほかに求めながら、災害時にも対応できるというような考え方で熱源の設計をしてございますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 再生可能エネルギーの先が分からない中で地域新電力といったものを立ち上げて、これから実行されようとしているということでしょうか。近々にそちらのほうは利用できるようにはならないという感覚でよろしいのでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 再生可能エネルギー以外の電力の活用でございますが、これにつきましては、この新庁舎に対して、そういった電力、今現在は東北電力でございますが、再生可能以外の電力を活用していくかどうかというのは、今はまだ庁内でその調整作業を進めておりませんので、議員からご指摘のあった再生可能エネルギーの導入というものをしてみながら、庁内での議論を進めていきたいと思っておりますのでございます。

また、新電力との関係でございますが、今、東北電力においても、再生可能エネルギー以外の電源のパーセンテージを上げていくということもございまして、電力の自由化によりまして、様々なエネルギー、再エネベースの電力が多く市場に出てきているという関係もございまして、そういったことを踏まえて、その新庁舎に対する電力についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 基本的には、もし万が一、化石燃料を利用するに当たっても、コジェネレーターの、必要な量は基本的に全て電気で賄い、万が一のときにそれを利用するというような考え方でしたら理解できますけれども、もうハイブリッドでというのは、正直、最近、どこの企業も

今あるガスヒートポンプを電気に置き換えようとしている。先日も米沢のとある大きなビルがガスヒートポンプをやっと撤廃し、EHPに全て切り替えた。そういったような時代の流れというのがあるわけですが、そういった流れは認識されていますか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 民間の中ではそのような取組が進められているということについては、状況としては認識をしているところでございます。先ほど来申し上げますように、この新庁舎、町民の暮らしを守る庁舎を建築していくという意味では、一般の企業ビルとはまた違うというような視点から、このような電源構成ということで設計をしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 ほぼ水かけ論的な内容になっているのかなと。ちょっと次の質問のほうに移りたいと思いますけれども、フレンドリープラザの雪冷房、こちらに関しては、防災的な観点はないのかというようなことで雪冷房ということで導入されているのかなと。また、化石燃料の装置システムにも、すぐ移動できないということですが、まずちょっと先に、新庁舎の考えている方向性と、このフレンドリープラザの雪冷房で考えている将来の方向性というのは、私なりに、もう全然違う方向を向いているんじゃないかと思いますが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 フレンドリープラザの、今採用しております、夏季に限るわけではありますが、冷房システムは雪冷房システムを採用させていただいております。この稼働につきましては、平成20年度から稼働しておるところでございますが、その施設の所管課という立場で申し上げますと、今、前段の議論がございましたとおり、世界的な化石燃料からの脱却というか、CO₂削減ということが叫ばれておりまして、日本の京都において、1997年に行われました気候変動枠組条約国際会議がございまして、その場で京都議定書が定められ、日本では2002年に国会承認し、この議定書は2008年から進められていくというような背景があったように聞いておりまして、この雪冷房システムについては、平成17年度から、本町において川西町地域新エネルギービジョンを策定し、その後、平成18年、フレンドリープラザを対象に新たなシステムを導入していく、そういうような経過をたどり、申し上げましたように、平成20年度から現在の雪冷房システムを採用し、稼働している。このような経過をたどっております。

そうした状況を見る限りにおきましては、私どもの認識としましては、そうした時代背景に沿って当時は決定をされ、その後、運用をされてきたものと理解をしているところです。

以上です。

○議長 井上晃一君。

○1番 ライフサイクルコストとは何ぞやと。ライフサイクルにおけるCO₂排出量ということ考えた場合、次の高橋議員の質問にもありますが、設備費が2億6,200万円、これも全てCO₂に置き換えなければいけないわけなんですけれども、1年間で41万円の電気料の不足で2億6,200万円のCO₂を取り戻すには、果たしてどれだけかかるのか。ちょっとその辺り、ご意見をお伺いしたいなど。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 町長の答弁には、年間当たりの電気料の削減を金額ベースでお示しをしておりますところですが、本来の目標というのはCO₂の削減ということになろうかと思えます。私の手元にございます資料で申し上げますと、当時からのCO₂の削減量に関しましては、年間で20トン前後の削減が図られている。金額ベースで申し上げますと、それがどのような位置にあるのかということも、ちょっと比較するものはございませんけれども、同様にCO₂の削減量自体は年間20トンほどの削減がこの10年間、図られてきたというふうな実績がございます。

以上でございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 その数字をよく表されるのは、ちょっとこの町の行政の特徴かなと思えますが、20トン、多いと思えますか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 その基準というのは、物差しをちょっと持ち合わせてございませんので、今は実績として申し上げたところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 物差しを持っていない人が評価したところで、それは何ですかということになるんですが、この雪冷房を入れた時点で、これも全て電気に置き換えておけば、当時の化石燃料よりは、もしかすると幾ばくかは燃料消費は高くなっていたかもしれませんが、電力量も下がっているんですね。それを鑑みると、特に夏場3か月しか使えない冷房よりも、冬場6か月使わなければならない化石燃料のほうをどうにかしておくべきだろうと、私は当時から思っ

ていたんですが、そうしておけば、年平均41万どころか、それ以上の、もう10倍以上の効果があったんじゃないかと、概算しますけれども、その辺り、ご意見をお聞きしたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 新エネルギー導入に関わる内容につきましては、課長から説明がありましたように、平成17年当時、新エネルギービジョンを策定しまして、本町内にある雪や、また雪氷熱になるわけでありまして、バイオ資源などの活用の可能性がないのかという調査をしながら、新エネルギービジョンということで計画が樹立されました。その一環の中で、雪氷熱の利用の可能性の高い施設として、フレンドリープラザというものがクローズアップされたところでございます。

当時、フレンドリープラザの冷房システムが使えないと、更新をしなきゃならないという状況を迎えましたので、その中で、より有効な補助事業も活用できるということで、新たな雪に着目した形で、川西町の魅力をアップするというようなことも含めて、雪国で厄介者として皆さんが負担を感じている雪が活用されるという、前向きに捉えられるような機能を持つ雪冷房システムを導入するという判断をしたところでございます。

いろいろ技術革新が進んで、省エネであったり、また、電気を利用することによってさらにランニングコストが削減できるようなシステムが出てきたということでもあります。例えば電灯にしてもLED化が図られるなど、様々な技術革新が進んできたわけでありまして、平成20年当時につきましては、まだまだそこまでは至っていない中で、我々が最大限、コストとさらには補助事業が活用できるということで、このスノードームを建設したということでもあります。その評価について、今後いろいろご意見をいただくことについては、我々も真剣に受け止めさせていただきたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 いろいろなところでビジョンという言葉をお使いになられますが、当時から比べれば、たった10年そこらしかたっていないわけです。私の中でビジョンという、将来を見据えて、未来を見据えて、それは10年後、20年後、30年度、50年後、そこまで勉強しながら先を見通していくと。それがビジョンじゃないかと思いますが、ビジョンとは何でしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 将来あるべき姿を構想していくということだと考えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 電気に関して、エネルギーに関して、当時から、別に状況は変わっていないわけで

す。このぐらいの程度で技術は革新していつているというのは、既に過去のデータに全てあるわけですよ。今後、この先10年後は大体どうなっているか、エネルギー消費予測はどうなるかというのは、もう国であっても、そこは全て先を見越した討論がされているわけですが、やっぱり地方の田舎だからいつまでも大昔の考えの中で物事を判断するというような状況になるのかなとちょっと思いましたけれども、今年、その燃料を消費する既存の電気冷房システムをして、1年間運用していくということによろしいですか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 ご指摘のとおり、答弁にさせていただいておりますとおり、現在の降雪の状況から見ると、雪冷房システムを稼働する状況下にはないと現状考えておりまして、今夏の冷房につきましては、既存の電気冷房システムを稼働し、運用してまいりたいと準備を進めているところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 その場合の費用の試算というのは、どういったようになっているのでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 現状で考えておりますものは、雪冷房システム導入前の状況と、あと、雪冷房システム導入後にも、先ほどご質問にもございましたとおり、8月あるいは9月の初めで、エコスノードームの雪が融雪をし、雪冷房システムの効果が薄れてきた時期がございまして、これまでの間もございまして、その後、電気冷房システムを再稼働し運用してきた状況などございましたので、そのような状況を踏まえて、今回の既存の電気冷房システムを稼働する、そのような現状の考えをお示したところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 雪は解けたらなくなるわけですが、予算は使ったらなくなるわけですが、冷房の費用がないから、また利用者が冷房を効かせてもらえないといったような状況は起きないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 現在、フレンドリープラザの施設の管理と運営につきましては、指定管理者、NPO法人のほうに委任をしております、そこと連携を取りながら、ご不便をおかけしないように努めてまいりたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 それは、フレンドリープラザの冷房費用は指定管理料の中から払われるという認識で

しょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 現状の委任の内容といたしましては、当然にその経費については、指定管理料の中に含めてございますので、その中でまず賄っていただくと、こういうようなことは基本であり、原則だと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 詳細はまだちょっと見ていないのですが、今年の冷房に関することに関しての増額とか、そういった措置はなされているのでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 令和2年度の年度協定を今後結んでいくわけですが、当3月議会でも、来年度の、令和2年度の予算審議もございますが、その中で指定管理料のご審議を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長 井上晃一君。

○1番 ということは、酷暑が来て費用がなくなれば、使えなくなるのかなという、ちょっとイメージを持ちましたけれども、雪の状況等はさほど変わりはないかなと。昨年9月15日の敬老祝賀会の際、エアコンが全然効かない中、ここにいらっしゃる多くの方が参加されていたかと思いますが、参加者の皆さんが汗を拭きながら、逆に外にいたほうがずっと涼しいのに、あの暑い中に入れられて、中には苦しそうな顔をされている方も、涼しい顔をして表に出さないような様子をされていた方もいらっしゃいますが、町長は、そのときはそれに関して一言も言及されませんでした。そのことは気づいていらっしゃいましたか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私、オープニングに参加させていただきましたけれども、そのときは、私自身は気づいておりませんでした。

○議長 井上晃一君。

○1番 利用者が声を大きく上げないと、誰も気づかない。それがこちらの町の行政かなという、ちょっと印象を持ちましたけれども、言っても、フレンドリープラザの職員には別に罪もないので言ってもかわいそうぐらいに思っていて言わない人がたくさんいらっしゃるんですね。少ない予算の中でやりくりしながら、しかも雪がなくなって冷房が効かないと、それはもう当事者の当局ではなくて、指定管理を受けているプラザの職員の皆さんということ

になるかと思いますが、その辺りの認識はどのようにされていらっしゃるでしょうか。

○議長 針生涯学習課長。

○生涯学習課長 いろいろとご指摘をいただきまして、改めて指定管理者側と緊密に連携を取り、助言するべきはして、指導すべきは指導させていただいて、ご不便をおかけしないように、改めて気を引き締めて努力をしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長 井上晃一君。

○1番 利用者がやっぱりその担当の指定管理者から、冷房が効かなくてというと、本当に申し訳ないという謝罪の気持ち、利用者に不便をかけて申し訳ないという気持ちが、もうひしひしと伝わってきますので、もうそれ以上は言えなくなる、そういった状況もあるわけですが、正直私もフレンドリープラザには、よくイベントの折など、朝から晩までそこに詰めて、その間、全然冷房が効かないというのを、もう二、三度経験しております。最初には、やっぱり当初、そんなところ、ちょっと思いもつかなかったので、ちょっときつい言葉で、効かないのかというようなことを言ってしまったこともありました。状況を考えると、現場の当事者たちは大変かわいそうな立場だなと考えております。その辺りも踏まえて、利用者が第一と私は思いますので、利用者が文句を言いたくないような運用をぜひ考えていただきたいものだなと思います。

それと、シベールの経営移譲に伴って、遅筆堂文庫山形館、シベールアリーナがほぼ閉館の危機と言っているのではないかと思いますけれども、ここに川西に遅筆堂文庫がありながら、山形に別館を持つというのは、井上先生と熊谷さんの関係性においてであるということ。町としては基本的に貸借だけであるということでありますが、例えば弦地域文化財団が今後どうなるか、もう予断を許さない状況、極端なことを言えば、続くのか続かないのか、それぞれにどういった決断をしていくのかということが、もうアイデアを持っておかなければならない段階に来ているのではないかと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 井上先生と熊谷さんが、このシベールアリーナの建設に向けたときから、様々な意見交換をされながら、大英断で設備が整ったわけでありまして、その中で、特に、井上先生に強く申し入れていただいたのは、様々な本がいろんな方に読まれるような環境を整えるべきだろうと。本が回遊するような仕組みをつくって、ぜひ遅筆堂文庫、川西にある本がいろんな人の目に触れる機会が増えるということは、遅筆堂文庫そのものの存在意義を高めるといことで、山形館が開設された経過がございます。これは井上先生の強い熱意といえます。

か、強い思いがありましたので、私としてもそれを受け止めて、本の貸出しをさせていただいた経過がございます。

昨年、新たな形でシベールの経営体が変わりましたので、今回、財団のほうには、今までの貸出しの継続ではなくて、新たな事業計画、また貸出しに対する企画、こういったものを再提出をしていただいて、その上で貸出しを判断させていただくというようにお伝えしていますので、今月中に新たな財団の、先月に継続するという方針が立てられたそうでありますので、それに基づく事業計画を示していただきまして、貸出しの申入れを受けて判断をさせていただきたいというふうに考えております。今までどおりの流れではなくて、継続するとしても、新たな形での判断をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 井上晃一君。

○1番 当時はネーミングライツ等の応募企業があるのではないかと期待されていたんですけども、このコロナウイルス騒ぎで、正直、一般企業は自分の存続をどうするかというようなことで、ネーミングライツに果たして余裕のある企業があるのか。もう正直、半年程度は企業はこの1か月の損益を取り戻すため、もう躍起にならざるを得ないので、一般的には企業からの支援は、弦地域文化財団ではもう得られない可能性が高いのではないかなど考えます。

その場合、2万3,000冊を返却していただかなければならないということになるかと思うんですけども、それ、場所等の確保はされているんでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 仮定の話ということではなく、スペースの問題というふうにご質問いただいたということで、基本的には、交流館あいぱるのほうを現在、遅筆堂文庫のいわゆるバックヤード、倉庫的なことで運用しておりまして、そちらのほうにスペースを確保して、これからの、本件に限らないわけですが、そちらのほうでスペースを確保していくという考え方を持っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 2万3,000冊が一気に返ってきて、スペースはあって問題はないということでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 井上ひさし先生がある程度財源的な担保があるので、やはり小屋と図書館を文庫を設けたいと、山形に別館として設けたいという流れは大変よく分かるわけですがけれども、山形市に限りますと、県立図書館で82万冊、市立図書館で94万冊の蔵書をお持ちなわけです。正直なところ、2万3,000冊の本を山形市からこっちに持ち帰ったところで、井上ひさし先生が思い描かれたことは何なのかと。一ファンとして考えますと、山形市に必要なのは文庫ではなくてアリーナをいかに存続させるかということが大事ではないかという私見を私は持っています。ぜひ早めに、まず一旦、経営が順調になったら、またそちらに貸し出すことはあってもいいから、一旦返して、身軽になって考えてはどうかといったようなアドバイスなどをされてはどうかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 井上先生が最初、この山形の一つの拠点整備といいますか、活動拠点を創設できないかというのは、七日町劇場から始まります。健在のときに、自分が小さかった頃、山形の七日町でにぎやかな映画や演劇が見られたということで、七日町にそういった衝撃的なホールができないだろうかということで、円卓会議が開催され、いろいろ議論がされました。最終的には実らなかったわけではありますが、そこに参画されておりました熊谷さんが、自分の工場用地の一角の中に、そういった演劇や、また文化施設を創設したいと思いを語られまして、それに井上先生が大変感激をされ、奇跡の出会いとかというふうに言われておりますけれども、民間のベースでそういったものに対し、文化の匂いといいますか、文化の薫りを感じられるような人がこの山形におられるということが大変評価されまして、全面的な協力をしたという、そういう流れの中でこのアリーナが建設されたわけでもあります。

2万3,000冊の中にも、やはり、コンセプトとして、井上先生から、いろいろやり取りして、蔵書の数で言えば全くかなわない。しかし、特色のあるものだと、ほかにないものがあれば、人はその本を目指して来られるんじゃないかということで、母と子に関する図書館といますか、本をできるだけ多く集めて、お母さんや子供さんたちに楽しまれるような、特色のある図書館を開設したいということでスタートした経過がございますので、そういう意味では、冊数だけの問題ではなくて、特色のある運営を目指してこられたというふうに捉えているところであります。

○議長 井上晃一君。

○1番 時間が残り少なくなりましたので、冊数の内容は、やはり当時と考えましても、図書

館等も新しいコンセプト等入っておりますし、また、地域の児童施設などでもいろいろなコンセプトが入って運営されております。あれは早々に引き揚げてもいいのではないかなと私見を申し上げて、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長 井上晃一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時15分といたします。

(午後 2時02分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長 第4順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

12番高橋輝行君。

第4順位、高橋輝行君。

(12番 高橋輝行君 登壇)

○12番 よろしくお付き合いをいただきたいと思います。十四郷クラブの高橋輝行でございます。よろしくお願い申し上げます。

3項目ございます。

1つ目は、シベールアリーナに貸与している遅筆堂文庫の本についてであります。

平成20年9月、山形の洋菓子製造販売のシベールが開設し、現在は弦地域文化支援財団が経営するシベールアリーナについて、先月24日の朝日新聞、さらには26日に山形新聞、そして2月13日には、NHK夕方6時台の「やままる」でも放送になり、大変話題が出ておるようであります。

シベールアリーナの運営経費は、同菓子店が命名権名目で負担していたものの、昨年1月17日、民事再生法の適用申請を行い、現在は報道によりますと山梨県の食品会社も支援を断った、その報道がございます。

町は、井上ひさし先生が寄贈された蔵書の一部を財団に貸与している関係から、この点について数点お伺いしたいと思います。

1つは、財団代表との協議はその後どうなっておるのか。

2つ目には、万が一、閉館となった場合の本の返却はどのようになるのか。

3つ目には、貸与に当たって、当然貸与の契約が交わされていると思うけれども、どうなっておるのか。

4つ目には、登録管理、さらには貸出し管理経費についてどのようになっておるのか。

この点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、原田町長就任後の大規模事業についてお尋ねを申し上げたいと思います。

平成16年、町長就任後の主な大きな事業を検証してみたところであります。大ざっぱに申し上げますけれども、平成19年に、先ほど来、井上議員からの話題にもなりましたが、雪冷房システムの整備事業、これが約2億6,000万の仕事を皮切りに、21年には高度情報化事業、いわゆるケーブルテレビ、光ケーブル関係の5億1,000万。さらに、同じく21年には庁舎のエアコンの整備6,400万。さらに、24年から27年にかけて旧二中の整備ということで2億。さらに、23年から26年には小松小学校整備、新築ということで、これは16億2,000万。25年から27年、玉庭小学校の体育館の耐震関係、校舎、合わせて3億4,000万。26年から27年までには、犬川小、中郡、東沢小等々の耐震関係の補強で2億4,000万。27年にはマルシェ、6次産業絡みの内容でありますけれども、4億3,000万。さらに、パークゴルフ場の整備で6億8,000万。以上の総事業費を、ざっとでありますけれども、町長就任以来、主な大きな事業の総トータル額が43億8,000万という内容でございます。

国の補助金関係は11億2,000万、差引きのざっとした計算でありますけれども、町債と一般財源、つまり町の負担の額は、国から11億2,000万補助金をいただいたにせよ、差引き計算でいきますと、31億3,000万となります。これに現在進めている庁舎建設費等々が加算されるわけであります。

申し上げたように、大型事業の実施に伴いまして、財政を圧迫していることは明らかだと思います。この際、4期16年を振り返りながら、原田町長の財政計画と財政規律について、基本的な考え方をお尋ね申し上げたいと思います。

3つ目でありますけれども、合併特例法10年延長についてでありますけれども、2020年3月で期限の切れる合併特例法が、2030年3月まで、10年間延長する法改正案を自民党の総務会で了承されたという記事がございました。改正案は、合併を支援する措置を継続するという内容であります。現行法は、国が平成の大合併を推進した旧合併特例法を改正して、2010年に施行されたものであります。

政府の地方制度調査会が昨年10月、延長するよう答申していたことが、過日の新聞に掲載

されました。また、今国会での成立を目指すとのことでもあります。

本町において振り返りますと、平成21年3月、米沢市と川西町の合併協議会設置に関する提案があり、賛成少数で否決された経過があります。このときの原田町長の意見書が添えられております。町長は、合併には否定的な意見であったわけでありますけれども、その中で、本町は地理的特性を生かし、地域連携を進める一方、置賜の将来ビジョンを推進する一翼を担うため、地方分権の推進とより町民が主体性の発揮できる地域内分権による協働のまちづくりを進めていくことが求められていると述べられておりますけれども、究極には、自主自立のまちづくりを進めるということであったのではないかと思うところであります。

しかし、私がおの後の町の姿を見るには、自主自立どころか停滞の一途をたどっているようにしか見えてこないけれども、町長は地域連携をどのように進めようと考えておられるかお尋ね申し上げたい。

以上、3点であります。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、シベールアリーナに貸与している遅筆堂文庫の本について、財団代表との協議はどのようになっているのかについてであります。まず、資料貸与の現状と経過の概要について申し上げます。

現在、本町に故井上ひさし氏より寄贈された書籍等の一部、約2万3,000点をシベールアリーナ及び遅筆堂文庫山形館を運営する公益財団法人弦地域文化支援財団に貸し出しております。

井上氏がお健在の頃に、財団代表理事の熊谷眞一氏との交流を通じて、シベールアリーナ及び遅筆堂文庫山形館を開館することとなり、井上氏の意向もあり、本町に寄贈された書籍等資料の一部を貸し出すこととなりました。当時、本町としては、郷土が生んだ偉大な作家・劇作家である井上ひさし氏のご功績をたたえ、市が本町の文化芸術の振興に多大なるご貢献をいただいたことに感謝し、氏の意思を尊重し応えるために、本町と財団の間で、遅筆堂文庫資料の貸借に関する協定書を平成23年4月8日付で締結し、現在に至っております。

財団は、熊谷氏の個人資産を基本財産に設立され、基本財産と熊谷氏が創業された株式会社シベールからのネーミングライセンス等で運営をされてきましたが、株式会社シベールが平成31年1月に民事再生法適用を申請し、再生計画により新シベールとなって経営継続が決定

されたものの、財団への支援は見込めず、財団は運営を継続するために、ネーミングライツの募集を行っている現状と承知しております。

町では、昨年1月、株式会社シベールの報道を受けて、遅筆堂文庫山形館に出向き、貸し出している資料は町の財産であることから、現状を確認し、散逸、紛失等を防ぐため、万全を期すよう申入れを行いました。その後、運営状況や現状について財団からの聞き取り等を行い、状況を見守ってまいりました。一方、本町の財産である資料の保全を図るため、協定内容になかった本町の所有権行使による返却の条項を加えることに双方が合意し、令和元年10月17日付で覚書を締結したところであります。

過日、ネーミングライツの応募状況によっては、この3月にも閉館という報道がありましたが、財団では2月25日に理事会を開催し、今後の方向性が話し合われ、その内容について2月28日に財団理事会を代表し、理事である事務局長が来庁されて報告をいただきました。

報告内容は、理事会においてネーミングライツへの応募企業等のめどや、行政機関を含む各方面からの様々な配慮、支援等により、運営、事業の継続が決定されたとのことであります。

なお、報告の際に、資料の貸借関係の継続を求められましたが、慎重に検討していかねなければならないとお答えをしております。

次に、万が一、閉館となった場合の本の返却はどうなるのかについてであります。一方の当事者である財団を取り上げた仮定の話は控えさせていただいた上で、財団はある程度の確証を持ってネーミングライツ募集継続の努力等を行っていただければ、関係機関等もそれぞれの立場で現況を把握、分析し、配慮、支援等を行うこととし、それを踏まえて、財団理事会は運営と新年度事業の継続を決定されたことは、重いものがあると受け止めております。本町としては、今後とも財団並びに関係機関等から情報を得ながら、注意深く対応してまいります。

なお、令和元年10月17日付で締結した本町の所有権行使による返却の覚書は、返却に際し、財団側の同意は前提としない本町固有の所有行使をうたったものであり、財団における資料等の適切な保全体制に疑義が生じた場合は、速やかに返却を求める所存であります。

次に、貸与に当たって、当然貸与の契約が交わされていると思うが、どうなっているかについてであります。平成23年4月8日付で遅筆堂文庫資料の貸借に関する協定書を締結しております。また、本町の意味による資料の返却と現状確認を行うことに応じる旨の条項について協議し、合意した内容は、令和元年10月17日付で覚書を締結しております。

次に、登録管理、さらには貸出し管理経費についてどのようになっているかについてであります。本町における書籍等の登録管理は、町立図書館及び遅筆堂文庫の蔵書管理システムで行っており、貸し出している資料も当然システムにより登録管理を行っております。

また、貸出しに係る管理経費についてであります。遅筆堂文庫団体貸出要綱に規定する貸出し及び管理に関わる経費の定めに基づき、資料の貸出しの承認を受けた団体が負担を行うこととしておりますので、財団に貸し出ししている資料の管理経費等は財団の負担となっております。

次に、町長就任後の大規模事業についてであります。平成16年4月、町長に就任以来、4期16年間にわたり、その時々課題に対応しながら、先人の方々のたゆまぬご尽力により築かれてまいりました誇りある川西町の振興発展を図るため、全身全霊で取り組んでまいりました。私は、1期4年の積み重ねが、結果として16年の長きにわたり、町政運営を担わせていただいたものと考えております。

この4期の期間を振り返りますと、国内外ともに社会経済の大転換の時代でありましたので、その時々様々な課題に直面しながら、課題解決に努めてまいりました。その中で、今回ご指摘をいただきましたハード事業につきましては、町民生活の安定と福祉の向上を図り、町勢の振興・発展に向けて取り組んできたものであります。

雪冷房システムにつきましては、地球温暖化やエネルギーの枯渇等が地球規模での課題へと発展している中、雪国にとって厄介な存在である雪を活用化したクリーンな新エネルギーシステムの導入を図ったものであります。このほか、町内における地域間情報格差の解消を目指して取り組んだ高度情報化推進事業、国の経済対策を活用した庁舎のエアコンと窓枠の整備事業、空き校舎を活用して、防災倉庫や交流人口の拡大を図るための施設機能を整備した旧二中整備事業、阪神・淡路大震災や新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震などを教訓として、公共施設の耐震化が求められる中、取り組んだ小松小学校整備事業ほか、小学校の耐震化事業、農産物等の生産額と消費額等に顕在するギャップを町民所得に結びつけ、農村資源を活用した所得の向上を目指して取り組んだ6次産業化拠点施設整備事業、交流拠点であるふれあいの丘の機能充実と交流人口の拡大を目指して取り組んだパークゴルフ場整備事業、そして、現在は災害時の活動拠点となる役場庁舎の新築整備に取り組んでおります。

事業の実施に当たりましては、事業の確実な、そして効率的な実施に向け、現状の把握はもとより、その後の対応方針を明確化するため計画の策定に取り組むとともに、有利な財源の確保に向けて、国・県等の情報収集に努めながら連携を図り、事業推進を図ってまいりま

した。また、将来負担の平準化を図るため、実施計画の策定を通して、優先順位づけを明確にしながら、事業実施時期を検討し、計画的な事業推進に努めてまいりました。

現時点における起債残高は予算書に計上しておりますが、平成30年度末の約129億1,000万円、本年度末が約133億5,000万円、令和2年度末の見込みは約147億4,000万円と見込んでおります。年々、起債残高の増加が見込まれますが、これは現在、新庁舎整備事業に取り組んでいるためであります。令和2年度に新庁舎整備事業の完成年度を迎えますので、残高のピークは令和2年度末と見込んでおります。

この中には、地方交付税の財源不足を補うために、発行が許される臨時財政対策債も含まれております。この償還に当たっては、全額、国が地方交付税措置することになっておりますので、本町の実質的な負担は生じないこととなります。その残高は、平成30年度末が約36億7,000万円、本年度末が約36億円、令和2年度末の見込みは約35億円と見込んでおります。また、本町は過疎地域の指定を受けておりますので、過疎対策事業債の活用が可能となっております。償還に当たっては、元利償還額の7割が地方交付税措置されることになっているなど、起債残高には国からの支援が受けられる起債も多く含まれております。

これらの状況を正しく町民の皆さんにお知らせする必要がありますので、毎年、年度初めに全戸配布している川西町の仕事と予算の中で、国からの支援が受けられる額と本町が負担する額をグラフとしてまとめ、理解が得られるよう努めております。

今後の財政計画については、本定例会初日に机上配付させていただきました、令和2年度実施計画中の財政計画に計上しております。決算を見越した計画となっておりますので、予算書に計上した起債残高等との乖離が生じておりますことをご承知おきいただきたいと思います。

本町の財政状況は、実質公債費比率など健全化判断比率は国の基準内の指数を維持しておりますが、令和2年度当初予算において、財政調整基金からの繰入れは見込まなかったものの、基金残高は依然として厳しい状況にあります。これらの状況を認識しつつも、本町の振興発展を図っていくためには、川西未来ビジョンと総合戦略に掲げたプロジェクトを確実に実施していく必要があります。財政規律を保ちながら、計画的に事業を推進していくため、これまで以上に国や県等の支援事業活用に向けた調査・研究を進めるとともに、起債発行額には上限を設けながら事業を推進してまいります。

持続性のあるまちづくりを進めるためには、将来を見据えた財政計画と効率的な行財政運営が必要であります。第2次経営改革プランに基づき、財政規律を保ちながら事業を厳選し、

各種事業の精度を高めるとともに、絶えずP D C Aサイクルによる行財政改革に取り組み、安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、合併特例法10年延長についてであります。議員からご紹介のありましたとおり、政府は本年2月4日、本年3月末で期限切れを迎える合併特例法を10年間延長し、令和12年3月までとする改正法案を閣議決定し、国会に提出いたしました。昨年10月に第32次地方制度調査会より、現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き合併の円滑化のための措置を講ずることができるよう、現行法の期限を延長すべきであるとの答申を受けての対応であります。

一方、昨年11月に、日本弁護士連合会が東京都内で開催した平成の大合併を検証するシンポジウムにおいては、合併を選ばなかった人口4,000人未満の町村と、それらに隣接し、人口規模などが同等の合併した旧町村の47組を比較した結果、43組において合併旧町村の人口減少率が高かったという調査結果を合併後の課題として公表しております。

私が町長に就任当初は、市町村合併推進法による合併の協議が、町議会をはじめ、町内外で盛んに行われておりました。本町の市町村合併をめぐることは、市町の様々な組合せによる行政間の協議や住民発議による動きがあるなど、合併協議会設置に対する町長としての意見を議案に付する必要がありましたので、町民の皆さんの意見、考え方をお聞きするため、各地区座談会の開催にも取り組んでまいりました。

私は、合併する場合には対等合併が前提であり、そのためには町としての持続的な自主自立の経営体への改革が必要であると考えております。このため、行財政改革を断行するとともに、平成16年6月には、川西町まちづくり基本条例を制定し、町民の皆さんと行政が互いに信頼し、連携しながらまちづくりを進める協働のまちづくりを推進するなど、まちづくりの構造改革に着手し、新たなまちづくりに挑戦してまいりました。

それらを踏まえ、平成21年3月13日、議会に対して、米沢市・川西町合併協議会設置に関する協議についての議案を上程したものであります。意見書においては、広域合併は地域の将来にとって極めて重要な案件であり、幅広い観点から責任ある議論を行い、総合的かつ長期的視点に立って検討する必要があるため、その前提として、大多数の町民が賛同するものでなければならないとの考えを示させていただきました。併せて、ご紹介いただきましたとおり、広域連携の必要性と協働のまちづくりの推進を図る必要性を述べさせていただきました。結果として、議案は否決され、今日の自主自立のまちづくりを推進していくことが決定されました。

人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しております。一方、このような社会情勢を背景とし、定住自立圏構想や連携中枢都市圏等の広域連携事業の推進が求められているものと認識しております。

定住自立圏構想は、中心市の機能と近隣市町の機能が協定によって有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための経営基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指すものであります。本町は米沢市を中心市とし、置賜3市5町の連携による構想の推進に積極的に参画してまいりたいと考えております。

現在、共生ビジョンがスタートし、順次事業の具体化が図られております。私は、広域で取り組めるものは積極的に取り組む必要があると考えており、広域連携による行財政メリットを生かすとともに、人口減少によって、行政サービスが低下しないよう対応してまいります。

この間の取組により、現在では各地区交流センターを中心とした地域づくりの取組が全国的に高い評価を受けるまでに発展してまいりました。農村資源を活用し、そして、所得の向上を目指して取組を進めてまいりました6次産業化につきましても、拠点施設かわにし森のマルシェがオープンし、生産者の方々等の取組の成果を発揮できる環境が整備できました。また、川西ファンの拡大を目指す交流事業や、移住・定住も町民の皆さんの協力により成果を上げており、私が信条としてまいりました町民主役のまちづくりを推進することができたのではないかと自己評価しております。

現在、かわにし未来ビジョン、そして地方創生に向けて策定した総合戦略に基づく取組を推進しております。自主自立のまちづくりの実現に向けた課題は山積しておりますが、今後もその時々課題に対応し、町民の皆さんと力を合わせ、町勢発展に邁進していきたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 最初に、シベールさんの関係について再質問させていただきたいと思いますが、町長から答弁ありましたとおり、この覚書書というものが平成元年10月17日の紹介がありました。事務方からいただいております。さらに協定書がありますが、23年4月8日の内容でございます。これを見ますと、まず1つには、相手方が替わったわけですから、この辺はどのように進めることになるのか、基本的なところをお尋ねをした

と思います。契約の相手方が替わったわけでしょう。今そのまま継続して、相手方が替わらないという状況に理解していいのか、その辺の解釈ですけれども。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまのご質問でございますが、平成23年当時に締結した相手方は、公益財団法人弦地域文化支援財団、代表理事は熊谷眞一氏ですが、そこから財団のほうは継続して、令和元年10月17日付で締結した相手方も同様の財団であり、代表理事でございます。現在もその財団は継続をされているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 事務方からありましたけれども、様々な、先ほど同僚議員からありましたけれども、そういうような状態であるわけですけれども、契約の相手方はこのまま生きています。いわゆる覚書、さらにはこの協定書の相手方とは替わらない、熊谷さんだという考え方でいいんですか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 はい、そのとおりに替わってはございません。

○議長 高橋輝行君。

○12番 そういうことであれば、別に相手方は替わらない。協定書は生きていうことであれば、先ほど来るありましたけれども、別に心配ないんじゃないですか。何が心配なんでしょうか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 今、どのような点が問題というか、課題になっているのかというご質問でございますが、本町が貸借している書籍を含む資料については、やはり、貸し出している財団側の運営、経営が安定しているかどうかというのは、貸し出す側の条件というか、根拠としては大事な要素だと思っております。

昨日来のご質問にも答弁させていただいておりますが、財団側のその経営運営が、現在、特に運営面でいうと、これまでその重要な位置を占めていた収入源と言われる部分が、今は見込めないということから、そのネーミングライツ料というものを募集をしている段階にございまして、そういう意味で、経営や運営がまだ不安定な状態になっている、こういう認識で今対応を進めているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 相手方との契約の状況は変わっていないと。町長に質問するわけで、課長に質問す

るわけでないわけですから。不安定だと。その2万3,000冊、これについては先ほど来もありましたけれども、どういうことになるわけですか、そうすると。不安定だから、いわゆる十分貸し出しておるわけですから、管理されていないという心配もあるという、そういうことも含む不安定と、こういうことになるわけですか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 少し時間を頂戴して、これまでの、簡単にまたちょっと触れさせていただきますと、貸借している資料は、安定化されている運営下で管理されるべきというのがまず基本的な考えでございます。平成23年に貸借協定を結んだ段階では、このような事態になるとは想定をしていなかったと思われまして、今年の1月に、その大きな運営上の収入を支えていたシベールからの収入が見込めないということから、現在に至っているわけでございますけれども、その協定書を補完する意味で、協定に含まれて、欠落をしていたと思われる条項でございますが、所有者である町の申出、求めたときには資料の返還、返却を求める条項を締結をして、今日に至るということです。安定化が図られれば、それにこしたことはないという前提の下で、これまで注視し、対応してきたということでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 町長にお尋ねしますけれども、いわゆる熊谷さんとの契約は生きている。何も変わらない。今、事務方からあった。じゃ、何が心配だということでお尋ねしますと、経営的なものが心配だと、不安定だと。これから、例えばお返しいただきたいと、あるいは、ざっくばらんに言えば、あなたのところ、ちょっと不安定で心配だよという交渉をする場合に、これは熊谷さんとできるわけですか。簡単でいいですけども、事務方でなくて、ちょっとお尋ねしたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回、ずっと継続して貸し出したのは、熊谷さんとの信頼関係のもと、そして公益財団法人でありますので、山形県が許認可をしているわけでありまして、山形県の指導の下、運営されている団体であるということで、信頼関係を持って取り組んできたわけでありまして、基本的には、熊谷さんがシベールの株を財団のほうに寄附をして、その寄附した基本財産で株の利益、配当、併せてネーミングライツ、そういった大きな財産で運営されていた経過があって、それが大きく変わったということで、私たちとしては、改めて協定の見直しといたしますか、確認をしていかなきゃいけないと考えておりまして、当然それが履行されない

場合は返却を求めたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 だから、結局、るるありますけれども、別の問題もありますから、この辺でやめますけれども、熊谷さんとはお話もできる、いわゆる覚書あるいは協定書も改定もできる、こういう状況だと。しかし、今のお話を聞きますと、十分に対応できる状況になっておらないのではないかと、若干の心配もあると思うんですよ。不安定だということのお墨つきではないけれども、そのように捉えているわけですから。であれば、私は先ほど来、井上議員からもありましたけれども、一回、また本を貸すにしても、一回やっぱり状況が変わってくれば、お返しいただいて、そして新たな安定した段階の相手方との再協議、契約ということに私はすべきだと思いますよ。このように、私の考え方を申し上げて、特に答弁は必要でございません。ご検討いただきたいと思います。無理やり持ってこいと言っているのではなくて、状況が変われば、これはそのように進めていただくことが、井上議員のお話同様、私も先ほど来のやり取りを聞きまして、そのような考え方を持ったところです。

次に、財政関係でありますけれども、いつも項目を詳細を挙げますと、なかなか答弁書が長いんで、かなり考えて質問を通告したんですけれども、このたびも長々といただきまして、どうもありがとうございます。

ここで、私はこの43億からの事業を何も悪いというふうに申し上げているのではなくて、必要なものは、これは、ただ先ほど来の雪室関係は、これはちょっともう一回、そのとき私は議員でありませんでしたけれども、ソーラーがいいんじゃないかという強いご提案もあったけれども、その時代の中で雪室というふうを選択されたやに聞いております。

この事業にまだか関係の二、三億の事業の内容も含まれておるようでありますけれども、ここで事務方にちょっとまず最初にお尋ねしたいんですけれども、大ざっぱには、事務方のお手伝いもいただきながら、この資料を整理したんですけれども、4期16年の中で、大体こんなものが原田町政の中でお仕事をされた大型事業という理解でいいですか、簡単にですけれども。事務方で結構でございます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 平成19年以降、今の原田町長がご就任された後の大規模事業として、今回は資料のほうはまとめさせていただいておりますので、ご提示いただいた内容の事業が主なものというふうに私どもも認識をしております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 そこで、これ朝日新聞の記事でありますけれども、3月5日の内容でございますか。国の交付税、借金に頼る地方自治体では、厳しい財政運営が続くという一つの各地方自治体の状況の記事がございました。ここで、財務状況把握という言葉がありましたけれども、これについて説明もありますけれども、これは簡単に言えばどういうことなのか、ちょっと事務方にお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回、朝日新聞のほうに報道されました財務状況の把握につきましては、この東北地方につきましては、財務省の東北財務局で実施をしているものでございまして、各市町の財務の状況について、主に4つの指標の下で、財務状況のほうの確認を担当者が各市町村のほうに出向きまして確認を行っているというような状況にございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 それで、時間を見ながらで、いつも配分が上手でないんですけれども、ここの新聞の記事で申し上げますと、財務状況の結果、我々にも財政健全化判断比率等々の資料を議会のたびにいただくんですよね。この内容と照らし合わせた場合に、利益、黒字であっても、この記事によりますと、利益が出ていても大変な状況云々という、財務局が、宮城県の涌谷町ですか、この中で研修されたものを出されておるようです。

これを本町の場合に照らし合わせた場合に、我々に監査委員から、監査委員の意見書というものが出ております。このページの中の19ページに、留意すべき事項あるいは20ページに財政状況ということで、監査委員の意見の部分がございます。これは非常に厳しい内容が書かれておるわけです。単年度の収支というものが赤字なんだと。それから、実質単年度収支、これも赤字なんだということでありますけれども、我々が頂いている資料については、最終的には黒字で結んだ内容をご報告いただいているわけです。これは簡単に言えば、どういうことになるわけですか。簡単で結構です。最初、事務方から。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 監査委員のほうの意見書が、この中にございます単年度収支につきましては、まさにその単年度の中におきましての収入、支出の状況、これを比較をすると。分かりやすく申し上げますと、前の年の繰越金と今年の繰越金、その中で財源が減っているということになりますと、単年度の収支というものは赤字であったと。また、実質単年度収支については、その上で、財政調整基金なり、これまで蓄えておった財源をまた活用して事業を実施しているとしますと、これまでの財産を活用した年度ということになりますので、またそ

れも赤字というふうな表現とされるというような内容となっておりますのでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 一つの例を申し上げたほうが分かりやすいかなと思ひまして、事務方からご指導もいただきながら、自分なりに整理した内容ですけれども、30年度と29年度の財政健全化判断比率の内容と、詳細は決算収支の状況というものを頂いておるわけです。これと監査委員が審査意見書の19ページと照らし合わせますと、数字が当然合うのは当たり前ですけれども、30年度の黒字は2,600万ということで出ているのかな、差引き。いずれにしても、ここにありましており9,324万4,000円が赤字なんです。これを財政調整基金から入れまして、そして黒字というふうに結んでいるわけですよ。つまり、ちょっときつく申し上げれば、財調で帳尻合わせて私どもに安心だよというご報告の内容なのかというふうに見た場合には、そういう見方はどうなるわけですか、ちょっと事務方からかな。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 この間の実質単年度収支の赤字の額が大きくなっている主な要因といたしましては、現在取り組んでおります新庁舎の整備事業に関わります庁舎建設基金への積立てというふうな大きな課題がございました。この部分の財源の確保というふうな部分につきましては、その単年度の中で支出の抑制を図りながら財源の確保も図ってきたところでありますが、最終的にその不足する部分につきましては、財政調整基金の繰入れを行いながら財源確保を図り、積立てを行ってきた経過がございますので、結果として、実質単年度収支の赤字というふうな部分にも結びついている要因にもなっております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 先ほど来申し上げました監査意見書では、そのことはひとつ頑張ってもらってというふうに、毎年のように意見が出されておるわけですよ。それはどういうことかというふうに、先ほど来数字を申し上げましたとおり、30年度の決算に対するこの監査委員の意見書は、ざっと1億不足だったわけです、単年度で。さらに、1億1,600万、いわゆる2億2,000万からの財調からここに投入をして、そして我々には、議会、町民には黒字だと、心配ないという報告なんです。そういう理解でいいですか。ちょっとお尋ねしたい。最初、事務方でいいです。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今の財政上の実質単年度収支というような算定の結果から申し上げますと、この単年度におきましては、赤字というふうな状況にはございますが、ただ、トータルの面

では、この間の事業で、その年その年に繰越金といったもので次年度の財源に回す部分も当然出てまいりますし、また、この間の事業、その後の将来的な事業の円滑化に向けて財政調整基金などの積立ても行ってきたわけでございますので、それらの財源も活用しながら、その年度その年度につきましては、黒字というようなことを、常に結果として出せるように財源調整を図っているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 担当課長から明快な答弁をいただいて、つまり、今短い時間の中でご理解いただくようにするには大変でありますけれども、決算で、監査委員の意見書を基に、議員必携などを見ますと、我々やっぱり監査委員の意見書なども重視しながら、そして議員としての役割をやりなさいと、こういう議員必携にもあるわけですがけれども、そういうものに照らし合わせて、もう一回初心に戻って数字を分析しますと、今の原田町長の身上持ちのやり方というのは、いわゆるなし、なしの財調というものを目いっぱい食って、言うなれば、ちょっと厳しく言えば自転車操業なんですよ。この辺は行政サービスは低下しないというお話ですがけれども、これはなかなかそういう状況、これから定例議会が始まるわけですがけれども、各項目ごとに審査させていただくわけですがけれども、その辺は、こういう状況だというものを、もう少しざっくばらんに情報を開示いただきながら、その中で予算編成なり、執行していただきたいなというふうに思うんですけれども、どんなものですか。ちょっと簡単にお尋ね申し上げます。町長からです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 井上課長から説明をさせていただきましたけれども、平成26年度の庁舎、中央公民館の耐震診断の結果、耐震が弱いということで、何もしないわけにはいかない、将来を見据えて庁舎整備を考えなきゃいけないということで、基金造成をスタートさせていただきました。5,000万から1億の年度年度の積立てをするということで目標を決めて取り組んできたわけでありまして、国の支援を受けながら事業着工ができていますわけでありまして、最大限の大型プロジェクトに今取り組んでいるわけでありまして、財調も当然大事な基金でありますけれども、大型プロジェクトに合わせながら、その年度年度の重要課題にしっかり向き合えるような予算編成をし、将来の負担を軽減していくという考え方で事業を推進しておりますので、内容について、さらに議員の皆さんにご理解いただけるように、情報は提供させていただきますと思います。

○議長 高橋輝行君。

○12番 見るあちこちの数字を挙げましたけれども、今言ったような、ちょっと数字のからくりというものについて、十分これは理解をし、その中で私どもの議員としての職責を果たしていくことが大事なのかなということで見たとこであります。

そこで、追い風、向かい風という言葉がありますけれども、非常に原田町長、4期16年の中で追い風なんですね、見ますと。つまり、足りない分は地方債ということで、過疎債も含めて借りるわけですがけれども、基本は戦後、許可制度だったんですね。お金をお借りする場合に、県を通じて書類を出すわけですがけれども。その後、平成18年から協議制度になりました、非常に緩やかになった。自由度が増したということなんです。16年に当選されていますから、考えますと、16年の予算は、原田町長は組んでいないわけですがけれども、17年度の予算から、そして18年度には、協議制度になりましたから、許可制度より。非常に緩やかになった中で、やっぱり首長の決裁権というものが非常に大きくなったわけでありまして、自由度が増した分、様々な先ほど来の、思いついた事業を何でもかんでもやったとは言いませんけれども、必要な部分をするには割合容易であったというふうに、ちょっとこの法改正の年時を見ながら思ったところでもありますけれども、そこで、反面、代表監査委員を置いて大変失礼ですがけれども、本年度から、監査委員制度の充実強化ということで、勧告制度というものが出ておるようであります。つまり、片方は首長の権限を、自由度を増しながら、それをチェックする。いわゆる先ほどありました意見書をただ単に出すということではありませんけれども、それについて、さらに、言うなれば、なっていないければ勧告という、こういうふうになりますと、我々も監査委員の報告、意見書というものを、やっぱり今まで以上に敏感に解析しながら、その中で議員活動をしていくということが大事だというふうに思うわけですがけれども、その辺について、町長の感想をお伺いしたいと思いますけれども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 地方自治体も経営体でありますので、住民サービスが提供できないような、そういう状況を招かないように、監査委員には数字の適正な執行についての指導だけではなくて、事業全体の制度などについても勧告いただけると、指導いただけるというふうに思っておりますので、監査委員制度の充実のためには、町としても支援していきたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 監査委員制度の支援をしろというお話でなくて、そういうような制度で、つまり、監査委員の意見書というものは、先ほど来厳しく指摘をされているわけでありまして、これに沿った健全な財政運営、そして、将来の計画というものを進めるべきでしょうと、こうい

うことを申し上げているわけであります。

3点目の合併関係については、そういう情報がある中で、引き続き広域連携というものを考えていく必要があるというふうなことを申し上げたくて、合併関係の特例の法律については質問に挙げたところであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時30分といたします。

(午後 3時16分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

◎一括議題に対する総括質疑

○議長 日程第2、一括議題に対する総括質疑を行います。

本定例会第1日目に一括上程されております議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号)から議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算までの14議案の一括議題に対する質疑を行うものであります。

なお、一括議題に対する総括質疑でありますので、分科会審査で行われるような詳細な質疑でなく、総括的な質疑となるようご留意願ひします。

また、議事進行上、質疑、答弁とも簡潔、明瞭に願ひいたします。

一括議題に対する総括質疑を許します。

10番橋本欣一君。

○10番 私からは、施政方針中にございます行財政改革に関わる点についてご質問申し上げます。

主に行政、住民サービスの充実と職員数についての質問でございます。

施政方針中、行財政改革では、事業の精度を高め、事業を厳選していくという記述がございます。住民の多様な要望・要求に応えるために、行政サービスがどんどん増えている状況でございます。臨時職員、嘱託職員制度から、会計年度任用職員制度と勤務体系が次年度から変わるわけでございますけれども、ある程度の身分保障もされ、給与面でも優遇される点

もございますけれども、充実したサービスを継続させるには、専門的な知識の正職員がぜひとも必要ではないかなと、このように考えるところでございます。

働き方改革で長時間勤務の解消、あるいは一般質問でもございましたけれども、男性職員の育休の取得など、職員が休む時間というか、労働時間も減る中で、会計年度任用職員という表現が大変よろしいようですけれども、正職員に比べれば低賃金の労働をしていく中で、専門的な知識を得るといのはなかなか難しいのではないかなと、このように思うところでございます。きっちりした形で正職員を増やし、住民サービスを充実させるべきだと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまのお話でございますけれども、令和2年度からご案内のとおり、現在新たな経営改革プラン、仮称であります、第2次経営改革プランということで、今、最終の煮詰め方しております。

これまでの5年間の第1次の経営改革プランを引き継ぎまして、大きく3点の柱を設けます。第1点が組織、人材、職員改革という部分、2つ目が財政改革、3つ目が住民サービス改革、この大きな3点の柱立ての下に、ちょっと今数は度忘れしましたが、約30項目近くの項目を持ち、さらにそこにまた枝葉をつけましての具体的なアクションプラン、各課で取り組むべきアクションプランを網羅する形ということでの新たな行財政計画を打ち出すところでございます。

ただいまございました会計年度任用職員も始まりますが、それ以上に正職員の充実をというお話でもございましたけれども、それは組織、人材改革という部分の中で取り組むべき内容かなというふうに思っております。

ご要望というか、職員を増やすべきではないのかというお話でもございましたが、端的に申せば、川西町全体の人口が右肩下がりになっているという部分の中で、職員を逆に数を増やす、右肩を上げるということそのものは、正直申し上げまして、住民サービスの向上につながる面はあるかもしれませんが、町の行政運営、財政運営上、正職員を雇えば、40年前後の長期間にわたる雇用となるわけでございまして、それ相当の職員の人件費が高まります。

そういったことを含めまして、全体的な町としての適正な人員数については、もう一つ、行革計画とは別に職員の人員の適正化計画という計画も持ち合わせておりますので、町全体の行政運営とのバランスを鑑みながら、職員の再編について種々精査をしていく必要がある

のではないのかなというふうに思っております。

○議長 10番橋本欣一君。

○10番 むやみに増やせということでもないし、サービスは充実させたほうが当然いいわけですが、その辺のバランス、1年かけて検討していくということですので、十分にバランスよい在り方というものを探っていただきたいと思っておりますけれども、2月号の町報を見ますと、会計年度任用職員の募集ということで、31業務の募集がございました。さっと数えて31だったように思うんですけれども、住民の方から、こんなに職員が足りないんじゃないかというふうな表現がございました。これは今までの制度が変わりますので、臨時採用の方も制度が変わるそのままでいくんですけれども、やっぱり住民の方にとっては、職員が足りなくて大変なんじゃないかという、そんな思いもあったようですので、ぜひそういったものも加味しながら、専門的な知識の方、できるだけ増やしていただければ、住民サービスにつながると思います。町長、一言よろしくお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 国が示しました行財政改革の中で、集中改革プランというのが平成17年から20年までございました。その中でも、職員を9%強減らすというふうな計画を立てるというようなことも示されながら、我々も必死になって取り組んできたところでございます。

全体数が減るわけではありますが、その部分をカバーするために、臨時的な方、職員をお願いしながらカバーしていただけてきたのが結果でございます。やはり、国のほうも同一労働同一賃金という考え方に立って、臨時職員であっても同じ役場で働く場合には同一待遇を目指すべきだということで示されまして、会計年度任用職員がこの4月からスタートするわけでありまして、身分が保障される分、責任ある立場でもあるということで、職責を果たしていただくようなことにもなっておりますので、先ほどバランスという話がありましたけれども、我々としても適正な人員管理をさせていただきながら、住民サービスが向上できるように努力をさせていただきたいと思っております。

もう一方、どうしても小規模自治体の中では、専門職的な職員を、特に技能職などについては確保が難しいということが言われておりまして、ここについては、県のほうで技能職を確保しながら、様々な災害等が発生した場合には、そこから派遣される制度なども今後つくられる予定でございまして、そういう意味では、フルセットで町が対応するだけではなくて、先ほど来ありましたように、広域的な、もしくは県との連携の中で住民サービスが確保できるような仕組みなども考えていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解賜り

たいと思います。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 私からも、今、橋本議員の内容とは若干違いますけれども、本町の職員に関わる職種について、専門性が必要となる業務が多岐にわたり、熟練した経験豊富な人材が必要になっているというふうに思われます。先ほどもありましたけれども、例えば土木、上下水道等の技術的な知識と経験の必要な者、あるいは農業に関わる者の知識など、このように高度な専門性が必要となる仕事が多くあると思います。

そういう意味で、人事について口をつけるわけではありませんけれども、専門職のスペシャリストといいますか、そういう中で人員配置についてお願いをするという、町民のそういう声がございますので、そのようなことに配慮した人事を進めていただきたいということですが、いかがなものでしょうか。私、人を増やせという話ではなくて、そういうことが一つでございます。

2つ目は、これはちょっと思ったんですが、これも橋本議員から、労働時間、先生の関係がありましたけれども、ところで、この働き方改革という言葉の中で職員の時間外の関係がありますけれども、よもやサービス残業というものはないと思うんですけれども、さらに、その辺の働いた分の賃金については、当然予算化をし、支払うという、これは労使関係の中で基本中の基本だと思うんですが、どのようになっておるのかなということでもあります。

それから、3つ目でございますけれども、施政方針というものが示されておるわけですが、この中で、原田町長がまだ選挙に出るので云々という部分のくだりが、行数で見ますと11行に及ぶ内容がございます。これは私は気持ちは分かりますけれども、一般質問の部分でのやり取りはあっても、施政方針の中にこういった内容を盛り込むというものは、私はなじまないのではないのかなというふうに受けたわけでありまして、簡単にコメントをいただきたいというふうに思います。

さらに、間もなく改選期ということになりますと、何か、あと出ねえと言ったんねがというような中で、そういうものの町民の受け止め方がある中で、施政方針の中にこのように明記されますと、なかなか議員としては戸惑っているわけでありまして、その辺の町民との約束ということ、やっぱり信頼関係がなければ、町政運営はできないわけでありまして、そんなことが4年前にあったのかどうか、お尋ねしたくなるわけですよ、こういうふうに列記されますと。

以上であります。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 1点目の専門職、スペシャリストの確保というか、そういった配慮した人事までもということでのお話でございますが、本町では特に技術系、土木、ないしは技術系の職員が、諸先輩方が退職なされた後に、なかなか現実的に補充することが難しい状況となっております。昨年、一昨年も募集はいたしました、一昨年が1名、ただ、ちょっと試験をして、成績は余り芳しくなかったものですから採用には至りませんでした。昨年は募集をしましたが、応募者はなかったと。これは本町に限らず、近隣を含めまして、どこの自治体でも同じような状況で、技術者の確保ということに苦慮している状況でございます。

そのような中で、先ほど町長からありましたとおり、広域的な連携もしくは県からの支援というふうなことを含めまして対応できる、少し一筋の光明も見えておりますので、若干期待したいなというふうに思います。

また、既存の現在いる職員の中で、それぞれ長らく同一職場にいれば、それなりの仕事、職務に精通するということがございますが、ただ反面、余りにもそこでの固定的な業務に携わり過ぎますと、言葉はちょっと余り適切ではないかもしれませんが、少しカタ何とかという言葉になってしまいますので、そういったことにならないよう、広い視野を持った職員の資質の形成も必要でございますので、トータルなバランスのよい人事に努めていく必要があるのではないのかなというふうに思っております。

あと、2点目の時間外手当の部分につきましては、サービス残業云々なんていうことはございません。時間外勤務命令があった部分についての時間外手当につきましては、正当に支払っております。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 施政方針に書かれている内容につきましては、令和2年度の町政運営の方針でございますので、その考え方について取りまとめ述べさせていただいております。

過去、遡っても、この3月定例議会というのは、4月の町長選挙というのを目の当たりにし、当然選挙がありますので、交代する可能性もあるわけでありまして、そういう意味では、4年間の一つの取りまとめを私自身としてけじめをつけるということで、過去におきましても、4年目におきましては、それなりの総括をし、次年度に対する町政運営について述べさせていただいているところであります。

今回述べさせていただいたのも、この4年間、大変議員の皆さんや町民の皆さんにお世話いただいたということに感謝する言葉とともに、令和2年度の予算の上程をさせていただいているわけでありますので、そのことについて改めて提案させていただく、そして継続して取り組んでいきたいという意思表示をさせていただいているところでありますので、私自身としての政治信条としてまとめさせていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 最初に専門職の関係ですけれども、今、課長からあったような、なかなか1か所に長年ということになりますと、偏った部分、これは説明のとおりだと思います。

例えばですが、こういう例があったそうであります。加工米の関係ですけれども、何肥料、何肥料という、その話によりますと、低酸質の肥料、あるいは溶性リンの肥料とか云々とかということで、そういうものの散布になっていないと、いわゆる加工米について制約があると、買取りできないということになるわけですか。

例えば一つの例ですが、こういうようなやり取りをした場合に、それは県なり国の指導なんで何ともならないんだというような受け答え、担当が悪いわけではないですよ。やっぱりもう少し、受けた町民のほうからすれば、やはり、農業を分かっていないなというような受け止め方になりますと、やっぱりどうしても専門職で、もう少し精通した者がいれば、さらになんというように、ほかにも例があるわけでありまして、いずれにしても、人事の時期が来たわけでありまして、その辺のところの人事問題に口をつけるわけではありませんけれども、今申し上げた専門職の、今ある中で、ひとつ創意工夫をしていただきたいということを申し上げたところであります。

それから、時間外については、サービス残業はないということですから、果たしてそうかなというふうにも思うわけですが、これは別にタイムカードがないわけでありますから、自己申告になるわけですか、これは。結局、5時間役場にいても、2時間の残業だとなれば、それは自主申告になっていくカウントになるのかな、ちょっと参考に。いずれ分科会の中でも機会があると思いますけれども。

それから、町長が申された、私申し上げているのは、なじまないのではないかとすることは、思いは分かりますよ、それは選挙直前の予算なので吟味したという。しかし、単年度単年度の、将来の、先ほどありましたけれども、ビジョンというものも描きつつ、ビジョンでないのではないかとのお話だと全くですが、ビジョンというものを描きつつ、そして単年度の予算の施政方針を示されたわけですから、いずれ私は審判を受けるために、この後援会の資料

でない、マニフェストでないわけですから、こういう文言はなじまないのではないかなということをお願いしたわけです。どんなものでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 1点目、町民の気持ちに沿った対応ということについては、スペシャリストであろうが、ゼネラリストであろうが、町職員として真摯に向き合って丁寧に対応するというのは、何の仕事でも同じかなというふうに思いますので、そのような指導を徹底してまいりたいというふうに思います。

2つ目の時間外につきましては、上司の事前命令という決裁をもらうというのが原則であります。ただ、部分的には事前命令をもらいながらも、その事前命令の時間内で終わらなかったものにつきましては、翌日等、実はもう少し時間がかかりましたというようなことで、事後での申告をして、時間外の命令を修正するというふうな実態も一部にはございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 施政方針は、私が最初に施政方針を書いたのは平成17年でありまして、それ以前の過去の施政方針を読まさせていただきまして、どのような形で取りまとめられているのかということをお願いさせていただいて、それを踏襲した形でまとめております。

そういう意味では、前任者でありました高橋和男町長さんの施政方針を踏まえまして取りまとめをまいりましたので、私一人の個人の感想だけではなくて、歴代の町長さんがそういう営みをされてきたというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 時間外の関係は、ぜひ働いた分については、これは予算があろうがなかろうが、当然これはお支払いをしていただくことが基本だというふうに私は思います。

それから、今、施政方針、なじまないという言葉で申し上げましたけれども、原田町長の場合は、最後の質問になりますけれども、私は直接聞いておりませんが、4年前に街頭なり、そういうところで、あとは出ないんだと、最後だと、よろしくというお話があったやに聞いているわけ、私はそれ、直接聞いたわけでないから。

そういう中で、こういう前任者の踏襲をされたという部分については、それは私も理解はします。しかし、あとお出にならないというふうに町民に街頭なり、あらゆるところでお約束した方が、これを見ますと、そういうことを踏まえた受け止め方から言いますと、再度町民の審判を受けるといって、あれ、何だっけかなという、いわゆるお互いに行政なり、町政

との信頼関係というものは崩れる。ここを十分踏まえられての施政方針なのかなということ
で、そこをご指摘申し上げたんです。ぜひ十分ご留意されながら、ひとつ進めるに当たっ
ても、やっぱり誤解のないようなお話をしながら進めていかないと、口先三寸ではないけれど
も、そのとき、そのときということになりますと、お互いに信頼関係というものが出来な
いということになりますと、こういうふうに書いていただいても、なかなか我々も可としづ
らい部分が出てくるのではないかと、こういうご指摘を申し上げておきます。

以上であります。

○議長 ほかに。

11番 淀 秀夫君。

○11番 井上ひさしさんが亡くなって、10年ということですね。このたびも吉里吉里忌が
2020年するわけですけれども、何しろこういう時代がくると、コロナウイルス対策で全国か
ら集まってくることにに関して、これちょっと疑問があるんじゃないかと思うんだよね。まし
て、タレントに、九州から来るんだな、あの農業関係は。だから、そういう人まで、毎年呼
んでいるわけですね。だから、そういうのを広域的にやるのは大事なんだけれども、今度の
場合は、やっぱりちょっと無理しないでいくほかないんじゃないですかね。その辺は町長の
あれ、それで、私は井上ひさし先生がやはり今回はシベールの問題も起きていますけれども、
シベールと今回、川西町で関係ないというか、町民には関係ないということを今、町長は言
っていますけれども、井上ひさしを一生懸命応援しているわけですから、それは関係ないとい
う言葉でいくべきでないような気がするのね。そういう意味では、それなら、一生懸命町
長が力を入れている吉里吉里忌を今度2020年ということで、今回もやるわけですけれども、
どの程度これからそれに力を入れるか、今年はちょっと違うんじゃないかと思えますけれど
も、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私のほうからは、まず1点目の吉里吉里忌2020の取扱いについて
申し上げたいと思います。

本日議員の皆様には書面ではありましたが、吉里吉里忌2020、4月11日、12日です
ね、こちらのほうを開催予定しておったところですが、昨日、夜ですね、実行委員会を開催
させていただきました、ご案内のとおり、新型コロナウイルスの感染予防対策を重視し、今
回のこの4月の開催は中止をさせていただき、このような決定をさせていただきました。

なお、簡単に経過を申し上げますと、参加申込みは、3月5日の時点で既に500名近い参

加の打診というか、まだ仮申込みの段階でございまして、私どもとしても、うれしい悲鳴を上げまして、準備に来たわけでございますが、今回、来週になりますと、JRのチケットが発売される時期になりまして、1か月前でございますので。あと宿泊の状況も1か月前ということで、それ以降はキャンセルが発生する。あとチケットの発送をいたしますと、その参加料の関係もでございます。そのようなことから、今の段階で判断すべきと、このように考えたところでございます。

これもご案内のとおり、参加者については県外者が約半数でございます。あと、参加者の中高年層が約6割、7割というようなこともございますし、講演をいただく五木寛之さんもお高年齢、山下惣一さんも九州からということでお高年齢という、様々ございまして、我々地元の実行委員と東京の実行委員、ここで協議をさせていただきまして、このような中止の判断をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長 11番 淀 秀夫君。

○11番 今、課長からいろいろお聞きしまして、私もその辺は分からなかったんですけども、私、この吉里吉里忌には私も参加したことがあるんですよ。そのときに、シベールの社長も来たのね、熊谷さんが。そのとき、何かいろいろ会話が合ったんですけども、町長はそれに対して一口もしゃべらなかつた。だから、やっぱりシベールの熊谷社長がはるばる川西のほうにまで来たんですから、せめてやっぱり、今、シベールの問題じゃないんですよ、やっぱりね。問題は、井上ひさし先生をどういうふうに愛情を示すかということが問われているような感じなの。それは事務的なことを言ってもだめだと思うんですよ。町長の意見、もう一言聞きたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 淀議員からは、井上先生のご功績を傷つけないように十分配慮が必要ではないのかということでご意見をいただきました。私も同感でございまして、井上先生が思いとして残されたシベールの熊谷さんに対する信頼関係というのは、井上先生が亡くなられても残っているんだろうというふうに思います。そういう意味では、町の財産ではありますけれども、しっかり管理され、そして活用されるという道筋が明らかになれば、十分にそのことは尊重して対処していかなければいけないというふうに考えておりますので、改めて財団のほうから事業計画、企画書などを提出していただきまして、本当にしっかりと信頼関係を再構築したいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 11番淀 秀夫君。

○11番 この井上ひさし先生の、この前、NHKで、東北管内のほうに放送があったんです。それから、朝は全国放送だった。それで、これは全部井上先生を助けなきゃならんという言葉なのね。それはシベールの問題でないですよ。本当はスポンサーを探しているわけですがけれどもね。スポンサーを探しているんだけど、なかなか見つからないような感じなのね。

だから、行政が入るのはおかしいといえばそれまでだけれども、やはり、井上先生をとにかく、我々PRしていかなきゃならないわけですよ。だから、お菓子屋の会社は直接は関係ないけれども、やはり、川西町としては生まれ故郷の井上先生ですから、それをしゃくし定規に結論を出すというのは、非常に私は寂しいことだと思います。そういう意味では、私はもう少し愛情を示してもらいたいというのが私の言い分です。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、一括議題に対する総括質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第3、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、一括議題となっております議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号)から議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算までの14議案を内容審査のため、予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 4時07分)